

^ふ^く^し 福祉のしおり

^{しょう}^{ひと}
障がいのある人たちのために



かどまし ほんふくしぶ しょう ふうしか
門真市 保健福祉部 障がい福祉課

目次

★マイナンバーの申請書等への記載と本人 確認について	1
I 障がい者手帳の交付	2
II 相談の窓口	4
1.機関等	4
2.相談員（令和7年4月1日現在）	7
III 医療費の助成	8
1.重度障がい者医療費の助成	8
2.ひとり親家庭医療費の助成	8
3.保健事業	9
4.自立支援医療費（更生医療）の助成	9
5.自立支援医療費（育成医療）の助成	9
6.自立支援医療費（精神通院）の助成	9
7.後期高齢者医療制度	10
IV 難病患者等の支援	10
V 補装具と日常生活用具等	10
1.補装具費（購入借受・修理）の支給	10
2.門真市難聴児補聴器給付等事業	11
3.大阪府難聴児補聴器交付事業	11
4.日常生活用具の給付・貸与	12
5.小児慢性特定疾病児童等の日常生活用具	19
VI 日常生活の支援	20
1.障がい福祉サービス	20
2.障がい児支援サービス	21
3.高額障がい福祉サービス等給付費	22
4.就学前の障がい児通所支援に係る利用者 負担の多子軽減措置について	22
5.3歳児から5歳児の児童発達支援等の利用者 負担の無償化について	22
6.地域生活支援事業	24
7.その他の事業	25
VII 手当と年金等	27

VIII 減免と割引	28
1.各種税の減免等	28
2.交通運賃の割引等	30
3.NHK放送受信料の免除	30
4.有料道路の割引	31
5.NTTの無料番号案内（ふれあい案内）	31
6.携帯電話の割引	31
7.映画館の割引	31
8.門真市内各駅前駐輪場の一時使用料の免除	32
9.公共施設等の使用料の減免等	32
IX 駐車禁止除外指定者 標章交付基準等級表	32
XI その他	33
1.市営住宅	33
2.府営住宅	33
3.車いすの貸出しと紙おむつの給付	33
4.郵便等による不在者投票	33
5.身体障がい者補助犬	33
6.公益社団法人 門真市シルバー人材センター	33
7.大阪府障がい者等用駐車区画利用証制度	33
8.さわやか訪問収集	33
9.ふれあいサポート収集	34
10.自動車事故対策機構（ナスバ）による介護料 支給	34
11.身体障がい者障がい程度等級表	34
XII 市内の障がい者団体等	35

※備考（タイトルに記載されている記号の
意味）

- | | |
|---|----------|
| 身 | 身体障がい者の人 |
| 知 | 知的障がい者の人 |
| 精 | 精神障がい者の人 |
| 難 | 難病患者の人 |

★マイナンバーの申請書等への記載と本人確認について

次の手続の際には、申請書にご記入いただくマイナンバーについて、番号確認と身元確認を行います。

マイナンバーの記載が必要な手続一覧	
障害者総合支援法に基づく支援に関する申請	
①障がい福祉サービス	②補装具
③自立支援医療（更生、育成、精神通院）	
④地域生活支援事業（日常生活用具等給付、移動支援、日中一時）	
⑤高額障がい福祉サービス費	
児童福祉法に基づく障がい児通所支援に関する申請	
①障がい児通所支援サービス	
②高額障がい児通所給付費	
特別障がい者手当等の給付に関する申請	
①障がい児福祉手当	
②特別障がい者手当	
③経過的福祉手当	
身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律等に基づく支援に関する申請	
①身体障がい者手帳	
②精神障がい者保健福祉手帳	
③療育手帳	
④措置（身体障害者福祉法、知的障害者福祉法及び児童福祉法に基づく措置）	

各種行政手続を行うみなさまへ

1. 本人が対面で手続を行う場合（※郵送時は、コピーを同封してください。）

番号確認 ア～ウのいずれか		身元確認 ア～ウのいずれか	
ア	マイナンバーカード	ア	マイナンバーカード
イ	通知カード ※令和2年5月25日以降お持ちの通知カードに記載の住所、氏名に変更がない場合は、ご利用いただけます。	イ	【顔写真付きの身分証明書（以下から1点）】 (1)運転免許証 (2)運転経歴証明書 (3)パスポート (4)身体障がい者手帳 (5)精神障がい者保健福祉手帳 (6)療育手帳 (7)在留カード (8)特別永住者証明書 など
ウ	住民票の写しや住民票記載事項証明書（マイナンバーが記載されたもの）など ※6箇月以内のもの	ウ	上記ア、イの書面をお持ちでない場合（以下から2点） (1)公的医療保険の被保険者証又は資格確認書 (2)介護保険の被保険者証 (3)国民年金手帳 (4)児童扶養手当証書 など

2. 代理人が対面で手続を行う場合（※郵送時は、コピーを同封してください。）

番号確認 ア～ウのいずれか		代理人の身元確認 ア～ウのいずれか		代理権の確認	
ア	マイナンバーカード	ア	マイナンバーカード		
イ	通知カード ※令和2年5月25日以降お持ちの通知カードに記載の住所、氏名に変更がない場合は、ご利用いただけます。	イ	顔写真付きの身分証明書（以下から1点） (1)運転免許証 (2)運転経歴証明書 (3)パスポート (4)身体障がい者手帳 (5)精神障がい者保健福祉手帳 (6)療育手帳 (7)在留カード (8)特別永住者証明書 など	(1)任意代理人の場合 委任状 (2)法定代理人の場合 ①親権者の場合 戸籍謄本（抄本） ②未成年後見人の場合 戸籍謄本（抄本） ③成年後見人の場合 登記事項証明書 など	
ウ	住民票の写しや住民票記載事項証明書（マイナンバーが記載されたもの）など ※6箇月以内のもの	ウ	身分証明書（以下から2点） (1)公的医療保険の被保険者証又は資格確認書 (2)介護保険の被保険者証 (3)国民年金手帳 (4)児童扶養手当証書 など	※郵送時も原本	

I 障がい者手帳の交付

身体障がい者手帳

内容	視覚・聴覚・平衡機能、音声・言語機能、そしゃく機能、肢体、心臓機能、じん臓機能、肝臓機能、呼吸器機能、ぼうこう又は直腸機能、小腸機能及び免疫機能に障がいのある人に交付されます。 障がいの程度により 1級から 7級までの等級があります（7級単独での手帳の交付はありません）。 手帳を取得することにより、障がいの種別と程度に応じたサービスを利用できるようになります。
申請手続	都道府県知事指定医師の診断を受けられましたら、次のものを添えて申請してください。 ①顔写真（縦4センチ×横3センチ） ②診断書・意見書（所定のもの） ③マイナンバーカード ④承諾書 ⑤公的医療保険の資格確認ができるもの （健康保険証、資格確認書、資格情報のお知らせ） ※身体障がい者手帳の等級に該当するかどうかは、指定医師にご相談ください。 ※市町村民税非課税世帯の人には診断料を助成します。領収書・口座番号がわかるもの・印鑑をご持参ください（生活保護を受けている人は、保護課にご相談ください）。
再認定	障がいの状態によって、再認定が必要となる人がおり、手帳交付のときに再認定日が指定されます。手帳に記載されている再認定年月の3箇月前から再認定手続ができます。 （対象者には概ね3箇月前頃通知します） ■申請手続きと同様のものに加え、現在お持ちの手帳 ※市町村民税非課税世帯の人には診断料を助成します。領収書・口座番号がわかるもの・印鑑をご持参ください（生活保護を受けている人は、保護課にご相談ください）。
等級変更	障がいの程度が変わったと思われる場合は、再認定と同じ手続
居住地・氏名変更	次のものを添えて、手続窓口で変更手続をしてください。 ■市外への転出時の手続窓口…転出先の障がい福祉担当窓口 ■市内での転居時の手続窓口…障がい福祉課 ①現在お持ちの手帳 ②マイナンバーカード ③委任状（任意代理人の場合） ■住所地特例地への移動の場合は新住所の分かるものを準備ください。（各種保険証など） ■氏名変更の場合は、市内での転居時の手続と同様です。
再交付	手帳を紛失又は破損したときは、次のものを添えて、再交付の申請をしてください。 ①現在お持ちの手帳（破損の場合） ②マイナンバーカード ③委任状（任意代理人の場合） ④顔写真（縦4センチ×横3センチ）

※手帳が交付されるまでの日数【申請手続・再認定・等級変更】・約50～70日前後【再交付】・約30日前後

療育手帳

内容	障がいの程度により A（重度）、B1（中度）、B2（軽度）に分けられます。 手帳を取得することにより、障がいの程度に応じたサービスを利用できるようになります。
申請手続	次のものを添えて、申請をしてください。 ※18歳以上の方は、聞き取りがありますので、必ず事前に連絡をしてください。 ①顔写真（縦4センチ×横3センチ） ②マイナンバーカード ③手続きされる人の身分証明書

更新	次回の判定時期が手帳に記されています。更新される場合は、3箇月前から更新手続きができますので、次のものを添えて申請してください。 ※18歳以上の人は、聞き取りがありますので、必ず事前に連絡をしてください。 ■申請手続きと同様のものに加え、現在お持ちの手帳
居住地 ・ 氏名変更	次のものを添えて、手続窓口で変更手続きをしてください。 ■市外への転出時の手続窓口・・・転出先の障がい福祉担当窓口 ■市内での転居時の手続窓口・・・障がい福祉課 ①現在お持ちの手帳 ②マイナンバーカード ③委任状（任意代理人の場合） ■氏名、連絡先、保護者の変更手続も同様です。
再交付	手帳を紛失又は破損したときは、次のものを添えて、再交付の申請をしてください。 ■申請手続きと同様のものに加え、現在お持ちの手帳（破損の場合）

※手帳が交付されるまでの日数【申請手続・更新】・約60～90日前後 【再交付】・約40～60日前後
精神障がい者保健福祉手帳

内容	精神障がいのために長期にわたり日常生活又は社会生活への制約がある人が対象となります。障がいの程度により1級から3級までの等級があります。手帳を取得することにより、障がいの種別と程度に応じたサービスを利用できるようになります。
申請手続	医師の診断を受けられましたら、次のものを添えて、申請してください。 ①顔写真（縦4センチ×横3センチ） ②次の(1)又は(2)のどちらか一方をご用意ください。 (1)診断書（所定の様式で、初診日から6箇月以上経過した時点のもの） (2)障害年金証書・特別障がい給付金の写し（こちらの場合は、下の2点も必要です。） ■直近の年金振込通知書又は年金支払通知書の写し ■社会保険庁又は共済組合等に照会するための同意書（障がい福祉課窓口でお渡し） ③マイナンバーカード ④委任状（任意代理人の場合） ※年金支給理由に、精神以外の障がいがありましたら、手帳申請は不承認となる場合があります。その場合は、改めて医師の判断の上、診断書による申請を行うことは可能です。
更新	手帳の有効期限は2年です。更新される場合は有効期限の3箇月前からできます。 ■申請手続きと同様のものに加え、現在お持ちの手帳
等級変更	障がいの程度が変わったと思われる場合は、更新の場合と同じ手続
居住地 ・ 氏名変更	次のものを添えて、手続窓口で変更手続きをしてください。 ■市外への転出時の手続窓口・・・転出先の障がい福祉担当窓口 ■市内での転居時の手続窓口・・・障がい福祉課 ①現在お持ちの手帳 ②マイナンバーカード ③委任状（任意代理人の場合） ■氏名変更の場合は、市内での転居時の手続と同様です。
再交付	手帳を紛失又は破損したときは、次のものを添えて、再交付の申請をしてください。 ①現在お持ちの手帳（破損の場合） ②マイナンバーカード ③委任状（任意代理人の場合） ④顔写真（縦4センチ×横3センチ）

※手帳が交付されるまでの日数【申請手続・更新・等級変更】・約90日前後 【再交付】・約60日前後
身体障がい者手帳・療育手帳・精神障がい者保健福祉手帳共通

返還	手帳の交付を受けた人が死亡された場合や障がいの程度が変わり、法に定める障がいに該当しなくなった時は、返還する手帳を添えて、障がい福祉課窓口で返還手続してください。
その他	手帳を他人に譲渡又は貸与することはできません。
窓口	障がい福祉課

Ⅱ 相談の窓口

1. 機関等

(1) 門真市

名 称	内 容	住 所	連 絡 先	備 考
門真市障がい福祉課（福祉事務所）	身体や知的、精神に障がいのある人、難病患者等の在宅生活や施設入所等いろいろな相談を受け付けています。手話通訳者もいます。	〒571-8585 門真市中町1-1	☎ 06-6902-6154 06-6902-6054 FAX 06-6905-9510	身知精難
門真市障がい者基幹相談支援センター「えーる」	地域で生活する障がい者の相談や支援に当たります。また、地域の相談支援事業所間の連絡調整や、関係機関との連携による支援を行います。	571-0043 門真市桑才新町24-2 地域生活支援拠点 ジェイ・エス内	☎ 06-6901-0101 FAX 06-4967-5554	身知精難
門真市障がい者虐待防止センター	18歳以上65歳未満の障がい者が虐待を受けた場合の相談等に対応しています。	(1)平日9：00～17：30 〒571-0043 門真市桑才新町24-2 地域生活支援拠点 ジェイ・エス内 (2)休祝日・深夜 〒571-8585 門真市中町1-1	(1)☎ 06-6901-0202 FAX 06-4967-5554 (2)☎ 06-6902-1231 FAX 06-6905-9510	身知精難
門真市障がい者相談支援事業所	地域で生活する障がい者の相談や支援に当たります。 ①障がい者相談支援事業所「あん」 ②門真市障がい者相談支援センター「ジェイ・エス」	①〒571-0062 門真市宮野町2-20 3F ②〒571-0064 門真市御堂町14-1 門真市保健福祉センター1F	①☎ 072-885-9999 FAX 072-885-1140 ②☎ 06-6901-3041 FAX 06-6901-3042	身知精難
門真市こども家庭センター、ひよこテラス、家庭児童相談グループ	18歳未満の子どものいろいろな相談を受け付けています。	〒571-8585 門真市中町1-1	☎ 06-6902-6148	身知精
門真市立こども発達支援センター	18歳未満の子どもの心身の発達に関する相談を受け付けています。	〒571-0025 門真市大字北島546 番地（門真市民プラザ内）	☎ 072-800-7701 FAX 072-800-7300	身知精難
門真市市民課 国民年金グループ	国民年金加入中又は20歳前（年金未加入期間）、若しくは60歳以上65歳未満（年金未加入期間）で日本に住んでいる間に初診日のある病気やけがによって生活や仕事などが制限されるようになったときに支給される障害基礎年金の相談に応じています。	〒571-8585 門真市中町1-1	☎ 06-6902-6005	身知精

名 称	内 容	住 所	連 絡 先	備 考
民生委員・児童委員	地域において、福祉に関わる相談や援助を行い、市の業務にも協力しています(民生委員・児童委員については、門真市福祉政策課へお問い合わせください)。	〒571-8585 門真市中町1-1	☎ 06-6902-6093	身知精難
くらしの相談窓口	(法律相談) 予約制1枠30分 相続・不動産や金銭貸借などの法律相談 毎週木曜日・金曜日 13:00~17:00	〒571-0030 門真市末広町41-2 そよら古川橋駅前3 階 「くらしの相談窓口」 (女性サポートステーション WESS)	☎ 06-6900-8551	身知精難
門真市女性サポートステーションWESS	(電話・面談)【予約優先】 ・女性のための相談 女性が抱える様々な悩みや相談 毎週月～金曜日9:30~16:30 ・女性の就労相談 求職中やキャリアアップを目指す女性に対して、就労に関する相談・助言を行うキャリアカウンセリング 毎週火曜日・金曜日、第2・第4土曜日9:30~16:30	〒571-0030 門真市末広町41-2 そよら古川橋駅前3 階 「くらしの相談窓口」 (女性サポートステーション WESS)	☎ 06-6900-8550	身知精難
門真市人権市民相談課	(人権相談) 予約優先 ・人権擁護委員による、日常で生じる人権問題の相談 毎月第2・第4水曜日 13:30~15:30 ・人権協会相談員による、日常で生じる人権問題の相談 毎週月曜日～金曜日9:30~17:30	〒571-8585 門真市中町1-1	☎ 06-6902-6079	身知精難

(2)大阪府

名 称	内 容	住 所	連 絡 先	備 考
大阪府障がい者自立相談支援センター	身体障がい者手帳・療育手帳の発行 身体・知的障がい者(18歳以上)の相談・指導を専門的に行っています。	〒558-0001 大阪市住吉区大領3-2-36 大阪府障がい者医療リハビリテーション内	☎ 06-6692-5263 (知的障がい者支援課) ☎ 06-6692-5262 (身体障がい者支援課) FAX06-6692-5340	身知難

名 称	内 容	住 所	連 絡 先	備 考
大阪府中央子ども家庭センター	身体・知的障がい児（18歳未満）について専門的総合的な判定を行うとともに、おおむね25歳までの青少年についての相談や施設利用の手続等を行っています。	〒572-0838 寝屋川市八坂町28-5	☎ 072-828-0161 FAX 072-828-5319	身知
大阪難病医療情報センター	難病に関する専門知識の集積や難病情報の提供などを行っています。	〒558-8558 おおさかしすみよしくまんだいひがし 大阪市住吉区万代東3-1-56 おおさかきゅうせいき そうごういりょう 大阪急性期・総合医療センター内 本館3階	☎ 06-6694-8816 ※来所する場合 合は事前に電 話予約が必要	難
大阪府守口保健所	身体障がい児に対する支援や精神障がい者及び家族のこころの健康づくりなどに関する相談支援をはじめ、患者や家族の交流会、保健師や精神保健福祉相談員による訪問指導を実施しています。	〒570-0083 もりぐちしけいはんほんどおり 守口市京阪本通 2-5-5 (守口市庁舎8階)	☎ 06-6993-3131 FAX 06-6993-3136	身精難
大阪府こころの健康総合センター	精神的な病気の治療に関することや、精神障がい者の社会復帰・社会参加に関することなど、総合的な精神保健福祉相談に応じています。	〒558-0056 おおさかしすみよしくまんだいひがし 大阪市住吉区万代東 3-1-46	☎ 06-6691-2811 FAX 06-6691-2814	精
大阪府立障がい者交流促進センター（ファインプラザ大阪）	スポーツに関する専門家（理学療法士・健康運動指導士・障がい者スポーツ指導員）が相談に応じています。	〒590-0137 さかい し みなみくしろやまだい 堺市南区城山台5-1-2	☎ 072-296-6311 FAX 072-296-6313	身知精難
ひだまり・MOE	ひだまり・MOEは「赤ちゃんのきこえ」について、難聴児支援の中核機能拠点である府立福祉情報コミュニケーションセンターにおいて、専門家による相談支援を行っています。	〒537-0025 おおさかしひがしなりくななみち 大阪市東成区中道1-3-59 おおさかふりつ ふくしじょうほう 大阪府立福祉情報 コ ミ ュニケーションセンタ ー内	☎ 090-3848-7195 メール hidamari-moe@comekk.o.org	身

(3)その他

名 称	内 容	住 所	連 絡 先	備 考
権利擁護推進室「あいあいねっと」	知的障がい者や精神障がい者等への虐待、財産侵害等について、弁護士や社会福祉士等が相談に応じています。	〒542-0065 おおさか し ちゅうおうくなかでら 大阪市中央区中寺 1-1-54 おおさかしやかいふくし し どう 大阪社会福祉指導センタ ー3階	☎ 06-6191-9500 FAX 06-6764-7811	知精

名 称	内 容	住 所	連 絡 先	備 考
きた か わちにししょうがいしゃしゅう 北河内西障害者就 業・生活支援センタ ー「わーくぷらす」	せいかつ しゅうしよく そうだん 生活や就職するための相談や じょうほうていきょう せいどりよう しえん ひつ 情報提供と制度利用の支援、必 要に応じ基礎訓練や職場実習の あっせんを行います。	〒570-0083 もりぐち し けいはんほんどおり 守口市京阪本通2-5-5	☎・FAX 06-6994-3988	身 知 精 難
かどま ハローワーク門真 (門真公共職業安 定所)	しゅうしよく きぼう ひと し こと かん 就職を希望する人の仕事に関す る相談に応じています。	〒571-0045 かどま しのしまちよう 門真市殿島町6-4 もりぐち かどま しょうこうかい かん かい 守口門真商工会館2階	☎ 06-6906-6831 FAX 06-6908-8943	
もりぐちねんきん し む しょ 守口年金事務所	しょうがい き そ ねんきん しょうがいこうせいねんきん 障害基礎年金や障害厚生年金な どに関する相談を行っています。	〒570-0083 もりぐち し けいはんほんどおり 守口市京阪本通2-5-5 (守口市庁舎7階)	☎ 06-6992-3031 FAX 06-6992-6038	身 知 精 難
きた か わち ふ ぜい し む しょ 北河内府税事務所	こじんじぎょうぜい ほうじんふみんぜい ほうじん し 個人事業税、法人府民税、法人事 業税及び不動産所得税に関する 相談、自動車税(種別割)の減免 に関する相談に応じています。	〒573-0032 ひらかた し おかひがしちよう 枚方市岡東町19-1-B	☎ 072-844-1331 FAX 072-846-3988	
おおさかじどうしゃぜいじむしょ 大阪自動車税事務所 寝屋川分室	とうろく しゅとく し じどうしゃぜい かんきよう 登録(取得)時の自動車税(環境 性能割・種別割)の減免に関する 相談に応じています。	〒572-0846 ね や が わ し たかみやさかえまち 寝屋川市高宮栄町13-2	☎ 072-823-1801 FAX 072-820-1143	身 知 精 難

2. 相談員(令和7年4月1日現在)

名 称	内 容	担 当	氏 名	住 所	電 話	備 考
かどま しん 門真市身 体障がい 者相談員	しんたいしょう しゃ ふくし 身体障がい者の福祉の 増進に対する理解と熱意 のある人が、相談を受け たり助言をしたりしてい ます。	した い 肢体	けつていん 欠員※			身
		しかく 視覚	まえ か わ ま ゆ み 前川真弓	かどま しとぎわちよう 門真市常盤町6 ばん ごう 番18号	☎ 090-3198-8723	
		ちようかく 聴覚	なが む ね ま さ お 長宗政男	かどま しろうがきちよう 門真市城垣町 17-15-6	FAX 072-885-3855	
かどま し ち 門真市知 的障がい 者相談員	ちてきしょう ゆう ひと 知的障がいを有する人を そだ けいけん ひと また 育てた経験のある人、又は しょう ふくし ねつ い 障がい福祉に熱意のある ひと そうだん う じよげん 人が、相談を受けたり助言 をしたりしています。	ちてき 知的	しば た た え こ 柴田多恵子	かどま し いしはらちよう 門真市石原町 36-20	☎ 06-6905-6865 090-3970-5063	知
			むら せ せ つ よ 村瀬節代	かどま し いしはらちよう 門真市石原町 17-5	☎ 06-6904-0340	
			た に も と じ ゅ ん こ 谷本順子	かどま し ふなだちよう 門真市舟田町 20-19	☎ 070-4140-9964	

※身体障がい者相談員(肢体)は令和7年4月1日現在、欠員となっています。



II 医療費の助成

1. 重度障がい者医療費の助成 身 知 精 難

重度の障がいのある人が、病気やけがなどの際に必要とする医療を容易に受けることができるよう医療費の患者負担額から一部自己負担額を控除した額（入院中の食事療養費の標準負担額を除く）が助成されます。なお、他の公費負担医療（更生・育成医療等）の給付を受けられる場合は、そちらの手続きも必要となります。

【一部自己負担額】1医療機関当たり入院・通院・歯科・薬局・訪問看護、1日500円以内

※医療機関で支払った自己負担の合計額が1箇月当たり3,000円を超えた場合は、超過額を自動償還にて返還します。

※毎年10月に自動更新を行います（更新に必要な情報が不足している人には別途通知します）。

対象者	- 身体障がい者手帳1級又は2級の交付を受けた人 - 知的障がいの程度が重度（A）と判定された人 - 身体障がい者手帳所持者で、かつ知的障がいの程度が中度（B1）の人 - 精神障がい者手帳1級の交付を受けた人 - とくていしょうひ していなびょう とくていしっかんにいりようじゅきゅうしゃしょうしよじしや しょうがいねんきん - 特定医療費（指定難病）・特定疾患医療受給者証所持者で障害年金 （または特別児童扶養手当）1級該当者の人
対象外の人	前年の所得が472万1千円（単身の場合）を超える人 生活保護を受けている人
必要なもの	①障がい者手帳 ②公的医療保険の資格確認ができるもの（健康保険証、資格確認書、資格情報のお知らせ） ③各受給者証等 ④マイナンバーカード
担当窓口	障がい福祉課 06-6902-6154

2. ひとり親家庭医療費の助成 身 知 精

【一部自己負担額】

1医療機関1か月あたり、1日目、2日目最大500円まで自己負担していただき、3日目からは無料になります（同じ医療機関でも入院と外来、歯科と歯科以外は別計算になります）。

複数の医療機関を受診した場合、1人あたりの1か月の上限負担額は2,500円になります。

※入院時の食事療養費の助成は対象外となるため自己負担となります。

【医療費の還付】

一部自己負担額が1人あたり1か月2,500円を超えたとき、医療証交付前に受診したとき、大阪府外で受診したとき、治療上必要と認められるコルセット・眼鏡等の費用

対象者	18歳到達後最初の年度末までの児童と、その児童を養育するひとり親家庭の父・母又は養育者で次のいずれにも該当する人。 ▶健康保険に加入している ▶門真市内に居住している ※父母のどちらかが政令で定める程度の障がいの状態にあるときも対象になる場合あり
対象から除かれる人	●生活保護を受けている人 ●父又は母等の所得が制限額を超える人 ●重度障がい者医療費の助成を受けている方 ●児童福祉施設に入所している人 ●その他国等の公費負担により、医療費の全額支給を受けることができる人
必要なもの	要件により異なりますので、詳しくは窓口までお問い合わせください。
担当窓口	こども政策課 06-6902-6186

3. 保健事業

健康診査、訪問健康診査、健康相談、健康教育、訪問指導を行うことで病気の予防や早期発見、二次障がい

対象者 及び申込 方法	【障がい者健診】 障がいのある15歳以上の人。集団健診で行います。条件等がありますので、詳細はお問 合せください。＊受付時期は広報にてお知らせします。 (申込)健康増進課成人保健グループへ電話もしくは窓口 【訪問健康診査】 40歳以上の在宅で寝たきり、もしくはそれに準じる人で、通院が困難な人に実施 (申込)取扱医療機関へ直接 【障がい者(児)歯科診療】 原則として門真市民で、地域の歯科医院で治療が困難な障がいのある人 (場所)保健福祉センター 1階 歯科診療室 ■完全予約制 06-6903-3110 (診療日)毎週水曜日(年末年始祝日を除く) (診療時間)13:00~15:30(受付は15:00まで) (申込)障がい者(児)歯科診療所へ電話06-6903-3110 もしくは健康増進課成人保健 グループ窓口
担当窓口	健康増進課成人保健グループ 06-6904-6400

4. 自立支援医療費(更生医療)の助成 身

更生医療の指定を受けている医療機関で、身体上の障がいを軽減し日常生活を容易にするための医療費の助成が受けられます。

【自己負担額】原則として医療費の1割です。なお、所得に応じて負担の上限月額が定められます。

※一定所得以上の場合は原則、助成の対象外になります(重度かつ継続の対象者は除く)。

対象者	18歳以上で身体障がい者手帳をお持ちの人
必要なもの	①身体障がい者手帳 ②意見書・明細表(更生医療) ③公的医療保険の資格確認ができるもの(健康保険証、資格確認書、資格情報のお知らせ) ④マイナンバーカード ⑤委任状(任意代理人の場合)
担当窓口	障がい福祉課 06-6902-6154

5. 自立支援医療費(育成医療)の助成 身

育成医療の指定を受けている医療機関で、身体上の障がいを軽減し、日常生活を容易にするための医療費の助成が受けられます。

【自己負担額】原則として医療費の1割です。なお、所得に応じて負担の上限月額が定められます。

※一定所得以上の場合は原則、助成の対象外になります。(重度かつ継続の対象者は除く)。

対象者	18歳未満の身体障がい児
必要なもの	①意見書(育成医療) ②公的医療保険の資格確認ができるもの(健康保険証、資格確認書、資格情報のお知らせ) ③マイナンバーカード ④委任状(任意代理人の場合)
担当窓口	障がい福祉課 06-6902-6154

6. 自立支援医療費(精神通院)の助成 精

精神通院の指定を受けている医療機関で、在宅精神障がい者の医療の確保を容易にするため、医療費の助成が受けられます。

【自己負担額】原則として医療費の1割です。所得に応じて負担の上限月額が定められます。

※一定所得以上の場合は、疾病の状況により助成の対象外になることがあります。

対象者	精神通院医療指定自立支援医療機関への通院により、精神疾患の治療を受けている人
必要なもの	①診断書（精神通院医療） ②公的医療保険の資格確認ができるもの（健康保険証、資格確認書、資格情報のお知らせ） ③マイナンバーカード ④ 委任状（任意代理人の場合）
担当窓口	障がい福祉課 06-6902-6154

7. 後期高齢者医療制度

次の条件に該当する人は、後期高齢者医療制度へ加入できます（障害認定）。

対象者	65歳から 74歳までの人で、次に示されたような一定の障害の状態にあるという認定を 大阪府後期高齢者医療広域連合から受けた人 ・身体障害者手帳1・2・3級および4級の一部 ・療育手帳A ・精神障害者保健福祉手帳の1・2級 ・国民年金法等における障害年金1・2級
必要なもの	①医療保険の資格確認ができるもの（健康保険証、資格確認書、資格情報のお知らせ） ②国民年金証書、身体障害者手帳等 ③委任状（本人及び世帯主は除く） ④顔写真付きの本人確認書類 ⑤マイナンバーカード
担当窓口	健康保険課 06-6902-5697

IV 難病患者等の支援

障害者総合支援法が施行されたことにより、障がい者の定義に難病等（治療方法が確立されていない疾病その他の特殊の疾病であって、政令で定めるものによる障がいの程度が、厚生労働大臣が定める程度のもの）が追加され、障がい福祉サービスや、補装具・日常生活用具の給付の対象となりました。
（詳しくは、QRコードを読み取り、厚生労働省のホームページよりご確認ください。）



V 補装具と日常生活用具等

1. 補装具費（購入・借受・修理）の支給 身 難

失われた身体機能を補完又は代替する用具の購入、貸与又は修理に要する費用について支給されます。

利用者負担額（限度額まで定率1割）は、障がい者とその配偶者、障がい児の場合は保護者が市町村民税非課税の場合は無料です。

なお、一定所得以上の場合や、支給決定前に購入された補装具については、支給対象外となります。

注意 …ただし、難病患者（児）については、難病の種別によって給付対象となる用具が異なります。

詳しくは障がい福祉課までご相談ください。

*** 印：介護保険の被保険者は、介護保険での申請になります。**

起立保持具・排便補助具は18歳未満の人が対象です。

しょう べつ 障がい別	ほ そう ぐ しゅ るい 補 装 具 の 種 類
し たい じ じゅう しゃ じ 肢体不自由者（児）	ぎ し そ う ぐ じ ゃう し か し たい かん そ う ぐ し せ い ほ し そ う ち 義肢、装具（上肢・下肢・体幹装具）、姿勢保持装置、 しゃ さい よう し せ い ほ し そ う ち き り つ ほ じ ぐ はい べん ほ じ ゃう 車載用姿勢保持装置・起立保持具・排便補助具 ほ こ う き ほ こ う ほ じ ゃう ぼん の ぞ くる ま でん どう くる ま *歩行器、*歩行補助つえ（1本つえを除く）、*車いす、*電動車いす
し かく し ゃう しゃ じ 視覚障がい者（児）	し かく し ゃう しゃ じ ゃう あん ぜん さ が ん め が ん 視覚障がい者用安全つえ、義眼、眼鏡
ち ゃう かく し ゃう しゃ じ 聴覚障がい者（児）	ほ ち ゃう き 補聴器
ない ぶ し ゃう しゃ じ 内部障がい者（児） （心臓・呼吸器障がい）	くる ま *車いす
し たい ぶ じ じゅう しゃ じ お せ げん ぐ 肢体不自由者（児）及び言語 機能障がい者（児）	じ ゃう ど し ゃう しゃ じ ゃう い し でん たつ そ う ち 重度障がい者用意思伝達装置

- 【必要なもの】 ①医師の意見書（及び「処方」） ②見積書
③マイナンバーカード ④委任状（任意代理人の場合）

※原則として障がい者手帳交付後に申請できます。

18歳以上の人は障がい者自立相談支援センターの判定書、児童は指定育成医療機関の意見書が必要な場合があります。

2. 門真市難聴児補聴器給付等事業

対象者である軽度の難聴児に対し、補聴器購入及び修理に要する費用（基準価格）の3分の2が支給され、申請者が3分の1（100円未満は100円に切り上げ）を負担します。対象となる人は、市民税所得割額が、46万円未満の世帯又は生活保護受給世帯等で、両耳の聴力レベルが30デシベル以上60デシベル未満のため、身体障がい者手帳の交付の対象とならない18歳未満の人となります。

障がい福祉課に備え付けの医師の意見書が必要

※補聴器の購入及び修理の費用の給付を受けようとする対象児の保護者は、事前に相談してください。

3. 大阪府難聴児補聴器交付事業

身体障がい者手帳の交付の対象とならない中等度の難聴児に対して言語及び生活適応訓練を促進するため、補聴器を交付又は修理し、その福祉の増進を図ることを目的とします。

対象となる人は、両耳の聴力レベルが60デシベル以上の、身体障がい者手帳の交付の対象とならない難聴児です。大阪府が基準価格の3分の2、申請者が3分の1（100円未満切り捨て）を負担します。

ただし、申請者が生活保護世帯の場合は、全額大阪府が負担します。

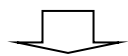
※補聴器の給付や修理を受けようとする対象児の保護者は、事前に相談してください。

補装具申請の流れについて

身体障がい者手帳所持者の装具の申請方法は、希望の用具によって異なります。ここでは、一般的な申請の流れを紹介します。

①障がい福祉課で「意見書」（及び「処方」）を受け取ります。

申請者は、希望する補装具の意見書（及び「処方」）を受け取ってください。補装具の種類によっては、意見書（及び「処方」）の提出が必要の無いもの（歩行補助つえ・視覚障がい者用安全つえ）もあります。



②「意見書」（及び「処方」）を医師に記入してもらいます。申請者は、医師へ意見書（及び「処方」）の記載を依頼して、必要書類をそろえてください。

※電動車いす、骨格構造義足の申請の場合は、大阪府での判定会への出席が必ず必要となりますので、意見書（及び「処方」）は必要ありません。



③医師の「意見書」(及び「処方」)に基づき、業者に「見積書」を作成してもらいます。補装具作製を希望する業者に見積を依頼してください。補装具の申請をする際の添付書類となります。



④「意見書」(及び「処方」)・「見積書」・「身体障がい者手帳」・「マイナンバーカード」・「委任状(任意代理人の場合は必要)」を添えて、障がい福祉課で申請してください。



⑤市から大阪府へ意見書(及び「処方」)と見積書を送り、その補装具の交付が有効かどうか、文書による判定を依頼します。



⑥概ね1箇月から2箇月で、大阪府から判定結果が返送されるので、有効と認められた場合は、「決定通知書」を郵送します。※補装具の購入・修理に係る自己負担額は、原則として費用の1割となります。ただし、課税状況に応じた月額負担上限が設定されます。



⑦「決定通知書」の決定に基づき、業者が補装具を作成(修理)し、申請者に引き渡します。申請者は、引渡し時に自己負担額を支払い、申請者が「交付券」に受領の署名をします。

○大阪府での文書判定を必要とするため、多少時間がかかりますので予めご了承ください。

4. 日常生活用具の給付・貸与 身 難 知 精

障がい者等が日常生活をより円滑に行うために必要に応じて日常生活用具を給付等します。利用者負担額(限度額まで定率1割)は、障がい者とその配偶者又は障がい児の保護者が市町村民税非課税の場合は無料です。

※*印：介護保険の被保険者の人は、介護保険での申請です。意印：意見書が必要です。

※脳原性運動機能障がい、上肢・下肢又は体幹機能障がいに準じ取り扱います。

種 目	上肢	上肢・下肢複合	下肢・体幹機能	視覚	聴覚	音声・言語・そしゃく	内部	知的	精神	難病(全て意)	耐用年数 上限額	備考
* 特殊寝台			2級以上							意※備考	8年 154,000円	腕、脚等の訓練のできる器具があり、頭部、脚部の傾斜角度を個別に調節できるもの ※寝たきりの状態の人(18歳未満の人はのぞ除く)
* 特殊マット			2級以上					療育A		意※備考	5年 70,000円	褥瘡防止、失禁等の汚染等の防止ができるもの 常時介護を要する人(原則3歳以上)※寝たきりの難病患者等

種 目	上肢	上肢・下肢複合	下肢・体幹機能	視覚	聴覚	音声・言語・そしゃく	内部	知的	精神	難病（全て意）	耐用年数 じょうげんがく 上限額	備考
* 特殊尿器 とくしゅにょうき 特殊尿器			1級以上							意※備考	ねん 5年 えん 67,000円	じょうじかいご よう ひと 常時介護を要する人 げんそくがくれいじいじょう （原則学齢児以上） ※自力で排尿がで き ない難病患者等
にゅうよくた ん か 入浴担架			2級以上								ねん 5年 えん 82,400円	にゅうよくじ かぞくなどたにん 入浴時に家族等他人 の介助を要する人 （原則3歳以上） （1世帯1台のみ）
* 体位変換器 たい い へんかん き 体位変換器			2級以上							意※備考	ねん 5年 えん 15,000円	したぎこうかんどうじ かぞく 下着交換等時に、家族 など他人の介助を要す る人（原則3歳以上） ※寝たきりの難病患 者等
* 移動用リフ ト いどうよう 移動用リフ ト			2級以上							意※備考	ねん 4年 えん 159,000 円	てんじょうそうこうがた じゅうたくかい 天井走行型や住宅改 修を伴うものは除 く（原則3歳以上） （1世帯1台のみ） ※下肢又は体幹機能 に障がいのある難病 患者等
くんれんよう 訓練用ベッ ド くんれんよう 訓練用ベッ ド			2級以上							意※備考	ねん 8年 えん 159,200 円	うで あしどう くんれん 腕、脚等の訓練のでき る器具があり頭部、 脚部の傾斜角度が個 別に調節可能 （原則学齢児以上18 歳未満）※下肢又は体 幹機能に障がいのある 難病患者等
くんれん 訓練いす くんれん 訓練いす			2級以上								ねん 5年 えん 33,100円	げんそく ふぞく 原則、付属のテーブル をつける（原則3歳 以上18歳未満）
にゅうよく ほ じょう 入浴補助用 具 にゅうよく ほ じょう 入浴補助用 具			7級以上							意※備考	ねん 8年 えん 90,000円	せっち あ じゅうたくかい 設置に当たり住宅改 修を伴うものを除 く（原則3歳以上） ※入浴に介助を要す る難病患者等
べんき 便器 べんき 便器			2級以上							意※備考	ねん 8年 て 手すり付 き 9,850 えん 円 べんき 便器のみ えん 4,450円	とりか あ じゅうたく 取替えに当たり住宅 改修を伴うものを 除く（原則学齢児以 上）※常時介助を要 する難病患者等

種 目	上肢	上肢・下肢複合	下肢・体幹機能	視覚	聴覚	音声・言語・そしゃく	内部	知的	精神	難病(全て意)	耐用年数 しょうげんがく 上限額	備考
とうぶほごぼう 頭部保護帽			7級以上		平衡機能			療育A	意※備考		ねん 3年 備考	(原則3歳以上) スポンジ、皮12,160円 スポンジ、皮、プラス チック29,400円 ※頻繁に転倒する人
じじょう ぼうじょう T字状・棒状 つえ			7級以上		平衡機能						ねん 3年 備考	(原則3歳以上) 標準型3,150円 一部夜光材3,580円 全面夜光材4,410円 白,黄ラッカ-3,430円
いどう いじょう 移動・移乗 し えんようぐ 支援用具			7級以上		平衡機能						ねん 8年 60,000円	手すり、スロープ等の 設置に住宅改修を 伴うものを除く 家庭内の移動等に介 助を必要とする人 (原則3歳以上)
とくしゆべんき 特殊便器	2級以上							療育A		意※備考	ねん 8年 151,200 円	おんすいおんふう 温水温風を出す 取替えに住宅改修を 伴うものを除く (原則学齢児以上) ※上肢機能に障がい のある難病患者等
かさいけいほうき 火災警報器	2級以上							療育A	意2級以上	意※備考	ねん 8年 15,500円	対象障がい者のみの 世帯及びこれに準ず る世帯(1世帯1台の み)
じどうしょうかき 自動消火器											ねん 8年 28,700円	対象障がい者のみの 世帯及びこれに準ず る世帯(1世帯1台の み)※火災の感知・避 難が困難な難病患者 等
でんじちようりき 電磁調理器				2級以上				療育A			ねん 6年 41,000円	対象障がい者のみの 世帯及びこれに準ず る世帯(1世帯1台の み)(18歳未満の人は 除く)
ほこうじかんえん 歩行時間延 長信号機用 小型送信機				2級以上							ねん 10年 7,000円	(18歳未満の人は除 く)

種 目	上肢	上肢・下肢複合	下肢・体幹機能	視覚	聴覚	音声・言語・そしゃく	内部	知的	精神	難病(全て意)	耐用年数 じょうげんがく 上限額	備考
聴覚障がい者用屋内 信号装置					2 級以上						10年 87,400円	対象障がい者のみの 世帯及びこれに準ず る世帯で必要と認め られる世帯(1世帯 1台のみ)(18歳未満 の人は除く)(サウン ドマスター、聴覚障 がい者用目覚まし時 計、聴覚障がい者用 屋内信号灯を含む)
透析液 加温器							じん 臓機能 3級以上				5年 51,500円	自己連続携帯式腹膜 灌流法(CAPD) の透析を行う人(1 世帯1台のみ)(原則 3歳以上)
ネブライザ (吸入器)							意 (呼吸器機能) 3級以上			意 呼吸器機能に障がいのある人	5年 36,000円	呼吸器機能障がい 3級以上と同等程 度の身体障がい者も 対象(電気式たん吸 引器ネブライザー 両 用器との併給不可)
電気式たん 吸引器											5年 56,400円	呼吸器機能障がい 3級以上と同等程 度の身体障がい者も 対象(ネブライザー 又は電気式たん吸引 器との併給不可)
電気式たん 吸引器ネブ ライザー 両用器											5年 72,450円	呼吸器機能障がい 3級以上と同等程 度の身体障がい者も 対象(ネブライザー 又は電気式たん吸引 器との併給不可)
酸素ボンベ 運搬車						法を 行う人 在宅酸素療 養 における在 院医療保険 意					10年 17,000円	
視覚障がい 者用体温計 (音声式)				2 級以上							5年 9,000円	対象障がい者のみの 世帯及びこれに準ず る世帯(1世帯1台の み)(18歳未満の人は 除く)
視覚障がい 者用体重計 (音声式)											5年 18,000円	対象障がい者のみの 世帯及びこれに準ず る世帯(1世帯1台の み)
視覚障がい 者用血圧計 (音声式)											5年 15,000円	対象障がい者のみの 世帯及びこれに準ず る世帯(1世帯1台の み)

種 目	上肢	上肢・下肢複合	下肢・体幹機能	視覚	聴覚	音声・言語・そしゃく	内部	知的	精神	難病（全て意）	耐用年数 しょうげんがく 上限額	備考
パルスオキシメーター （動脈中 酸素飽和度 測定器）										意 ※備考	5年 157,500 円	※人工呼吸器の装着を要する人
自家発電機							意 （呼吸器機能） 3級以上			意 呼吸器機能に障がいのある人	原則1回 のみ 100,000 円	呼吸器機能障がい 3級以上と同等程 度の身体障がい者も 対象。在宅で人工呼 吸器、ネブライザ ー、電気式たん吸引 器、吸引吸入両用 器、酸素濃縮器、パ ルスオキシメーター を使用している人 （どちらか1台の み）
外部バッテ リー（充電 器及びイン バーター含 む）											5年 100,000 円	
携帯電話 補助装置	7 級以上					音声言語機能					5年 98,800円	発声・発語に著し い障がいのある人 （原則学齢児以上）
情報通信 支援用具	2 級以上			2 級以上							5年 100,000 円	障がい者向けのパー ソナルコンピュータ ーの周辺機器やアプ リケーションソフト
点字ディス プレイ				視覚2級以上 かつ聴覚2級							6年 383,500 円	原則、視覚障がい2 級以上かつ聴覚障 がい2級の重複障 がいの人（18歳未満 の人は除く）
点字器				6 級以上							7年 ※備考	標準型木製10,400 円、プラスチック 6,600円、携帯用木製 7,200円、プラスチッ ク1,650円
点字タイプ ライター				2 級以上							5年 63,100円	本人が就学・就労又 は就労が見込まれる 人
点字図書・ 点字毎日				2 級以上							—	事前に登録が必要

種 目	上肢	上肢・下肢複合	下肢・体幹機能	視覚	聴覚	音声・言語・そしゃく	内部	知的	精神	難病(全て意)	耐用年数 じょうげんがく 上限額	備考
聴覚障がい 者用通信装 置					6級以上	6級以上					5年 30,000円	FAXのみ(複合機は 除く)(1世帯1台の み)必要と認められ る人(原則学齢児) 以上
聴覚障がい 者用情報受 信装置					6級以上						6年 88,900円	手話通訳付番組、聴 覚障がい者向け災害 時緊急情報等を受 信し、かつ地上波放 送に手話通訳を合成 する機能を有する装 置(1世帯1台のみ) 必要と認められる人
視覚障がい 者用拡大読 書器				6級以上							8年 198,000 円	拡大された画像をモ ニターに映し出せる もの、又は撮像した 活字を音声信号で出 せるもの(原則学齢 児以上)
視覚障がい 者用ポータ ブルレコー ダー				2級以上							6年 おんせい 音声 さいせい 再生機 85,000円 さいせい 再生 せんよう 専用機 35,000円	視覚障がい者用テー プレコーダーとの 併給不可 (原則学齢児以上)
視覚障がい 者用活字文 書読上げ装 置				2級以上							6年 99,800円	コード化した情報を 音声により音声によ り伝える機能を有す る装置(18歳未満の 人は除く)
視覚障がい 者用地上デ ジタル対応 ラジオ				2級以上							6年 29,000円	テレビ音声及び AM/FM放送を受信か つ、災害時の緊急放 送を受信するもの (原則学齢児以上)
視覚障がい 者用IC タグ レコーダー				2級以上							6年 59,800円	IC タグからその物品 等の情報を音声にて 再生可能なもの (原則学齢児以上)
視覚障がい 者用テー プレコーダー				2級以上							5年 23,000円	視覚障がい者用ポー タブルレコーダーと の併給不可 (原則学齢児以上)

種 目	上肢	上肢・下肢複合	下肢・体幹機能	視覚	聴覚	音声・言語・そしゃく	内部	知的	精神	難病(全て意)	耐用年数 じょうげんがく 上限額	備考
視覚障がい 者用時計				2級以上							10年 蝕読式 10,300円 音声式 13,300円	音声式は、手指の蝕 覚の障がい等で触読 式の使用が困難な人 が対象 ※18歳未満 の人は除く
人工喉頭						喉頭摘出					5年 電動式 70,100円 笛式 5,000円	
紙おむつ等 (おしりふ き用ウェッ トティッシ ュ・紙おむ つ廃棄専用 ゴミ袋含 む)											4月～9月 分10月～ 3月分を 一括交付 (継続申 請は3月 と9月) 12,000円	①治療による軽快 の見込みのないスト ーマ周辺の皮膚の 著しいびらん、ス トーマ変形により装 具を装着できない人 ②先天性疾患(先 天性鎖肛を除く)に 起因する神経障がい による高度の排尿又 は排便機能障がいの 人 ③先天性鎖肛に対 する肛門形成術に起 因する高度の排便機 能障がいの人 ④3歳未満で発症 した脳性まひ等脳原 性運動機能障がい で排尿又は排便の意 思表示が困難な人
ストーマ装 具(尿路系)							ぼうこう機能				4月～9月 分10月～ 3月分を 一括交付 11,639円	継続申請は3月と9月
ストーマ装 具(消化器 系)							直腸機能				4月～9月 分10月～ 3月分を 一括交付 8,858円	継続申請は3月と9月

※対象者は備考に記載

種 目	上肢	上肢・下肢複合	下肢・体幹機能	視覚	聴覚	音声・言語・そしゃく	内部	知的	精神	難病（全て意）	耐用年数 じょうげんがく 上限額	備考
しゅうりょうき 収 尿 器			7級以上				ぼうこう機能				1年 男性 7,940円 女性 8,760円	排尿のコントロールが困難な人 男性：ラテックス製かゴム製で逆流防止装置つき 女性：耐久性ゴム製かポリエチレン製ゴム管つき
ふくしでんわ 福祉電話 （貸与）	必要と認められる人 ン、緊急連絡等 の手段として （原則2級 以上）で、コ ミ ニ ケー シ ョ ン、 緊 急 連 絡 等 の 手 段 と し て 必 要 と 認 め ら れ る 人										— 83,300円	対象障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯（1世帯1台のみ）

きょたくせいかつどうさほじょううぐ じゅうたくかいしゅうひ きゅうふじょうげんがく まんえん
居宅生活動作補助用具（住宅改修費）給付上限額20万円

じゅうたくかいしゅう はんい 住宅改修の範囲 (1)手すりの取付け (2)床段差の解消 (3)滑り防止及び移動の円滑化等のための床材の変更 (4)引き戸等への扉の取替え (5)洋式便器等への便器の取替え (6)その他前各号の住宅改修に附帯して必要となる住宅改修	たいしゅうしや 対象者 ・ 下肢または体幹機能障がい3級以上の人 ・ 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい（移動機能障がいに限る。）に係る障がい3級以上の人 ・ 住宅改修を伴う特殊便器への取り換えは上肢機能障がい2級以上の人 ・ 下肢又は体幹機能に障がいのある難病患者等（原則字齡児以上）
---	--

5. しょうにまんせいとくていしつべいいどうとう にちじょうせいかつようぐ
小児慢性特定疾病児童等の日常生活用具

せたいかいそうくぶん おう ふたん
世帯階層区分に応じて負担があります。

「しょうにまんせいとくていしつべいいりようじゅきょうしゃしやう かどましふくしじむしよちやう みつちりしよ そ しんせい
『小児慢性特定疾病医療受給者証』と門真市福祉事務所長あての見積書を添えての申請になります。

※障がい者手帳をお持ちの方は、障がい者手帳の資格での申請が優先となります。

種目	対象者	耐用年数・上限額	備考
べんき 便器	じょうじかいじょ よう ひと 常時介助を要する人	べんき ねん て 便器8年 手すり 5年 4,900円	
とくしゅ 特殊マット	ね じょうたい ひと 寝たきり状態の人	ねん 5年 21,560円	褥瘡防止・失禁等の汚染等の防止ができる
とくしゅべんき 特殊便器	じょうしきのう ひと 上肢機能に障がいがある人	ねん 8年 166,320円	おんすいおんぷう だ す じゅうたくかいしゅう ともな 温水温風を出す住宅改修を伴うものは のぞく
とくしゅしんたい 特殊寝台	ね じょうたい ひと 寝たきりの状態の人	ねん 8年 169,400円	うで あしとう くんれん きぐ 腕、脚等の訓練のできる器具があり、 とうぶ きやくぶ けいしやくと こべつ ちやうせつ 頭部、脚部の傾斜角度を個別に調節できるもの
ほこうしえんようぐ 歩行支援用具	かし ふじゅう ひと 下肢が不自由な人	ねん 8年 66,000円	ほこうきとう てんどうようぼう 手すり、スロープ、歩行器等で、転倒予防、 たちあがり動作、移動の補助、段差解消 等の用具
にゅうよくほじょううぐ 入浴補助用具	にゅうよく かいじょ よう ひと 入浴に介助を要する人	ねん 8年 99,000円	にゅうよくじ いどう ざい ほし ぶくそう 入浴時の移動、座位の保持、浴槽への にゅうすい ほじょ ようぐ 入水の補助をする用具
とくしゅりょうき 特殊尿器	じりき はいりよう ひと 自力で排尿できない人	ねん 5年 73,700円	りょう じどうき きゅういん 尿を自動的に吸引するもの
たいいへんかんき 体位変換器	ね じょうたい ひと 寝たきり状態の人	ねん 5年 16,500円	たいい ようい へんかん 体位を容易に変換させるもの

種目	対象者	耐用年数・上限額	備考
紫外線カットクリーム	紫外線に対する防御機能が著しく欠けて神経障がい等を起こすことがある人	— 41,580円	
ネブライザー(吸入器)	呼吸機能に障がいがある人	5年 39,600円	
パルスオキシメーター	人工呼吸器の装着が必要の人	— 173,250円	
車いす	下肢が不自由な人	5年 77,440円	
頭部保護帽	発作により頻繁に転倒する人	3年 13,380円	
電気式たん吸引器	呼吸機能に障がいがある人	5年 62,040円	
クールバスト	体温調節が著しく難しい人	— 22,000円	バストを冷却し、一定温度に保つ
ストーマ装具(消化器系)	人工肛門を造設した人	1年分 113,520円	
ストーマ装具(尿路系)	人工膀胱を造設した人	1年分 149,160円	
人工鼻	人工呼吸器の装着又は気管切開が必要な人	— 128,700円	

VI 日常生活の支援 身 知 精 難

「自立支援給付」を中心にいろいろな福祉サービスを提供し、地域での自立と安心をサポートします。

1. 障がい福祉サービス

※原則、費用の1割負担並びに食事、光熱水費等の実費負担があります。障がい者とその配偶者、障がいの場合は保護者の属する世帯のすべての世帯員が市町村民税非課税の場合は無料です。
介護保険の被保険者の人は、介護保険でのサービスが優先になります。

区分	名称	福祉サービスの内容
介護給付	居宅介護(ホームヘルプ)	入浴、排せつ、食事の介護など居宅での生活全般にわたる援助を提供
	重度訪問介護	重度の肢体不自由の方又は重度の知的障がいもしくは精神障がいにより行動上著しい困難がある方に対して、居宅での入浴、排せつ、食事の介護など生活全般の援助のほか、外出の際の移動中の介護などの総合的な支援を提供
	行動援護	知的障がい又は精神障がいによって行動上著しい困難があり常時介護が必要な方に対して、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護や外出の際の移動中の介護その他必要な援助を提供
	同行援護	視覚障がいによって移動に著しい困難がある方に対して、外出の際に、必要な情報の提供や、移動の援護、その他必要な援助を提供
	療養介護	医療に加え常時介護が必要な方に対して、病院で日中に行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下での介護や日常生活上の援助を提供
	生活介護	障がい者支援施設などの施設で日中に行われる入浴、排せつ、食事の介護や創作的活動、生産活動の機会等を提供

区分	名称	福祉サービスの内容
	短期入所（ショートステイ）	介護する方の病気などによって短期間の入所が必要な方に対して、入浴、排せつ、食事の介護等必要な支援を提供
	重度障がい者等包括支援	常に介護が必要な方に対して、居宅介護その他複数のサービスを包括的に提供
	施設入所支援	施設に入所する方に対して、夜間に行われる入浴、排せつ、食事の介護等必要な支援を提供
訓練等給付	自立訓練	自立した日常生活や社会生活を営むため、身体機能や生活能力の向上・維持のために必要な訓練、支援を提供
	就労移行支援	就労を希望する方に対して、生産活動などの機会の提供、就労に必要な知識や能力向上のための必要な訓練を提供
	就労継続支援	企業等に就職することが困難な方等に対して、就労、生産活動などの機会の提供、知識や能力向上のために必要な訓練を提供
	就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て、通常の事業所に新たに雇用された方に対して、就労の継続を図るために、企業や医療機関等の関係機関との連絡調整、就労に伴う生活面の課題に関する相談、助言等必要な支援を提供
	就労選択支援（令和7年10月以降）	障がい者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援
	自立生活援助	障がい者支援施設やグループホーム等から一人暮らしをした方等に対して、一定期間にわたり、日常生活の中での課題に対して必要な情報の提供や助言、関係機関等との連絡調整等必要な援助を提供
	共同生活援助（グループホーム）	地域における共同生活住居において、相談、入浴、排せつまたは食事の介護その他日常生活上の援助を提供
地域相談支援	地域移行支援	施設等に入所している方に対して、住居の確保その他地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の必要な支援を提供
	地域定着支援	居宅において単身等で生活する方に対して、常時の連絡体制の確保、緊急の事態等における相談その他の必要な支援を提供
計画相談支援	計画相談支援（サービス利用支援）（継続サービス利用支援）	障がい福祉サービス等の申請時及び支給決定時に、利用する障がい福祉サービス等の種類や内容等を定めたサービス等利用計画案及びサービス等利用計画を作成 支給決定後、モニタリング期間ごとにサービス等利用計画の見直しを行う

2. 障がい児支援サービス

区分	名称	福祉サービスの内容
通所支援	児童発達支援	日常生活における基本的な動作及び知識技能の習得、集団生活への適応のために必要な支援を行う
	居宅訪問型児童発達支援	通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障がい児に、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作及び知識技能の習得、生活能力の向上等のために必要な支援を行う
	放課後等デイサービス	就学中の障がい児に、授業の終了後又は夏休み等の休業日に生活能力向上のために必要な支援、社会との交流の促進その他必要な支援を行う
	保育所等訪問支援	保育所等に通う障がい児について、その施設を訪問し、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的かつ必要な支援を行う

相談支援	障がい児相談支援	障がい児通所支援等の申請時及び支給決定時に、利用する障がい児通所支援等の種類や内容等を定めた障がい児支援利用計画案及び障がい児支援利用計画を作成する 支給決定後、モニタリング期間ごとに障がい児支援利用計画の見直しを行う
------	----------	--

3. 高額障がい福祉サービス等給付費

(1) 高額障がい福祉サービス費の支給

同一世帯内の複数の障がい者（児）が、障がい福祉サービス等を利用し、利用者負担合算額が負担上限月額を超えた場合超過分を助成するものです。

(2) 高齢障がい者の方の利用者負担軽減制度(新高額障がい福祉サービス費)

65歳に達する日前5年間に、継続して障がい福祉サービス等を利用者負担0円で受給していた障がい者について、65歳に達し介護保険サービスを利用した場合、一定条件を満たす場合は利用者負担分を助成するものです。

4. 就学前の障がい児通所支援に係る利用者負担の多子軽減措置について

障がい児通所支援を利用している児童と同一世帯に、保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部若しくは情緒障がい児短期治療施設に通う又は障がい児通所支援を利用する児童がいる場合、障がい児通所支援を利用する児童に係る負担額を引き上げるものです（放課後等デイサービスは学齢期の児童を対象としていることから、本措置の対象外となります）。

5. 3歳児から5歳児の児童発達支援等の利用者負担の無償化について

就学前の障がい児を支援するため、以下のサービスについては、対象者の利用者負担を無料とします。

（なお、医療費、食費・おやつ代等、障がい児サービス事業所に支払う実費負担分は対象外となります。）

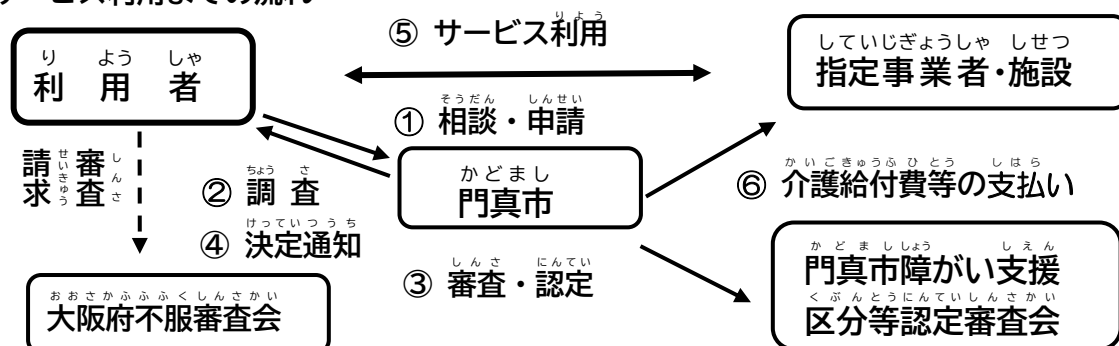
※申請手続等はありませんが、ご利用の障がい児サービス事業所に年齢を伝え、無償化対象であることを確認してください。

対象者	3～5歳児 ※年度の初日の前日に3・4・5歳である場合をいい、令和7年度の対象者は平成31(2019)年4月2日～令和4年（2022）年4月1日生まれ
無料となるサービス	- 児童発達支援 - 福祉型障がい入所施設 - 居宅訪問型児童発達支援 - 医療型障がい児入所施設 - 保育所等訪問支援

障がい支援区分と介護給付サービスとの関係（網掛け部分が対象です）

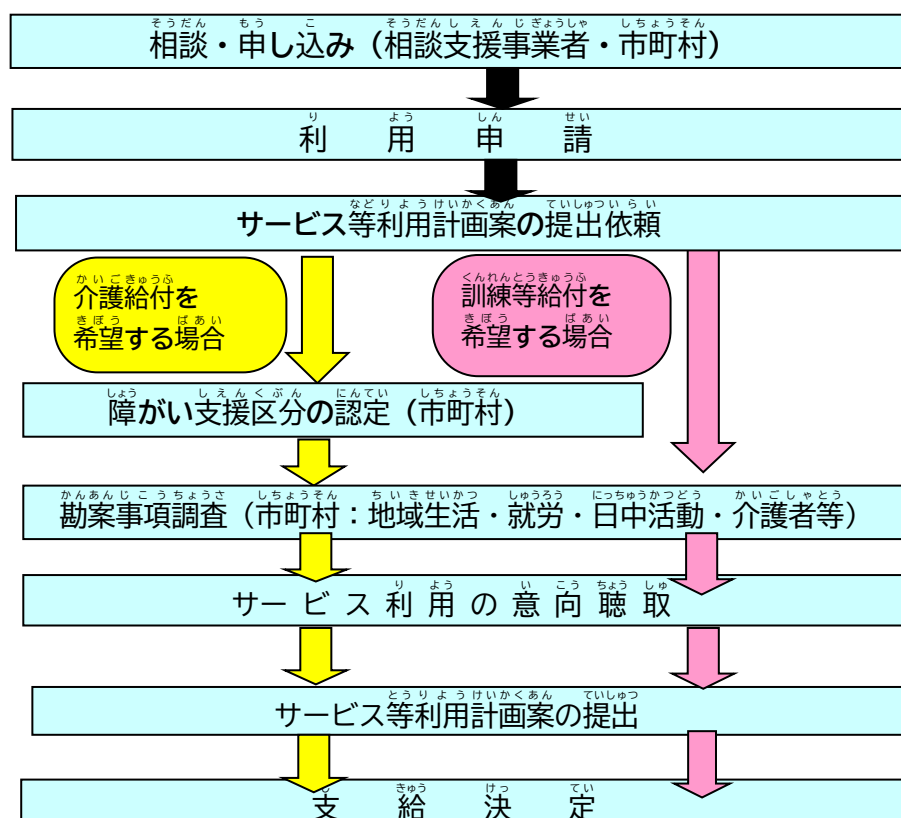
区 分	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	備 考
居宅介護							
重度訪問介護				※1			※1 重度肢体不自由、知的障がい及び精神障がい者で常時介護を要する人の中で、二肢以上にまひがあり、認定項目の歩行、移乗、排尿、排便がいずれも「できる」以外の人又は行動上著しい困難を有し、常時介護を有する人
行動援護			※2				※2 行動上著しい困難があり、常時介護が必要な知的又は精神障がい者（行動関連項目等の合計点数が10点以上） (注) 精神・知的障がいのみ対象
療養介護					※3	※4	※3 筋ジストロフィ患者又は重症心身障がい者は区分5から ※4 ALS患者等で人工呼吸器装着者
生活介護		※5					※5 50歳以上の場合区分2から
生活介護 (施設入所をしている場合)			※6				※6 50歳以上の場合区分3から
短期入所 (ショートステイ)							
重度障がい者等包括支援						※7	※7 区分6かつALS、強度行動障がいなど常時介護を要する人で、意思疎通に著しい困難を有し、四肢にまひがあり、呼吸管理が必要な身体又は知的障がい者
施設入所支援 (施設での夜間ケア)			※8				※8 50歳以上の場合区分3から

サービス利用までの流れ



※やむを得ない事由により、門真市が「措置」によるサービスの提供や施設への入所を、決定する場合があります。

障がい支援区分の認定と支給決定の仕組み



6. 地域生活支援事業

門真市における自立生活及び社会参加を促進するために実施しています。

サービス名称	サービスの内容等
相談支援	障がい者や家族の相談に応じて必要な援助を行います。 地域の相談支援事業所間の連絡調整や、関係機関と連携による支援を行います。 ■門真市障がい者基幹相談支援センター「えーる」月～金 9：00～17：30 門真市桑才新町24-2 地域生活支援拠点ジェイ・エス内 ☎ 06-6901-0101 FAX 06-4967-5554 障がい者や家族の相談に応じて必要な援助を行います。 ■門真市障がい者相談支援センター「ジェイ・エス」月～金9：00～17：30 門真市御堂町14-1門真市保健福祉センター1F ☎ 06-6901-3041 FAX 06-6901-3042 ■障がい者相談支援事業所「あん」月～金9：00～17：30 門真市宮野町2-20 3F ☎ 072-885-9999 FAX 072-885-1140
意思疎通支援事業	手話通訳者の設置、派遣や要約筆記者（話の内容をその場で文字にして伝える通訳者）の派遣をすることで、聴覚障がい者の円滑なコミュニケーションを図るための支援を行います。
緊急時手話通訳者派遣事業	聴覚障がい者又はその家族が病気又は事故により救急車の要請をした場合等の緊急時において、搬送先の病院に手話通訳者を派遣し、緊急時における聴覚障がい者の円滑なコミュニケーションを図るための支援を行います。
移動支援事業 (ガイドヘルパー)	屋外移動が困難な障がい者等に外出のための支援を行います。
日常生活用具給付等事業	日常生活を便利に、又は容易にするため、特殊寝台等の給付を行います。

サービス名称	サービスの内容等
成年後見制度利用支援事業	知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力が不十分であるため、法律行為における意志決定が困難な人に代わって、法的に権限が与えられた後見人が行うことにより、障がい者の生活の支援を行います。
日中一時支援事業 (日帰り短期入所事業・タイムケア事業)	介護者等が介護できない状態の時、一時的又は継続的に見守り等の支援を行います。
社会参加促進事業	身体障がい者自動車運転免許取得費及び改造費用助成事業 非課税世帯の身体障がい者手帳所持者が、自動車運転免許を取得（障がい等級1級から4級・免許取得から3ヶ月以内）、自動車の運転装置等を改造（障がい等級1級～6級）する時に費用の一部を助成します（ただし、本市の実施要綱に適合した場合に限ります。）
	視覚障がい者に対する発送文書の点字情報サービス事業 視覚障がい1、2級がある人の日常生活の不便を軽減するため、視覚障がいのある人に対して発送する文書について、点字情報サービスを実施します。
	その他事業 スポーツ大会やレクリエーション、創作教室、作品展等の文化活動により社会参加を促進します。また、手話講習会や要約筆記講習会等を開催して奉仕員等を養成します。

7. その他の事業

○緊急時の通報 「FAX119」・「メール 119」・「NET119」

聴覚障がい及び言語障がいを有する人が、火事や急病等の緊急時に守口市門真市消防署に通報する手段として、

①FAXでの119番通報（FAXで「119」をダイヤルすることで、通報内容を送信）

②電子メールでの119番通報（専用アドレスにメールすることで通報）

※障がい福祉課で事前に登録が必要

③専用アプリからの119番通報

※守口市門真市消防組合消防本部司令課で事前に登録が必要

問合せ先 守口市門真市消防組合消防本部司令課

門真市殿島町7番1号 FAX 06-6906-1127 ☎ 06-6906-1122 メール sirei@mkfd119.jp

○「FAX110番」「メール 110番」

事件・事故、緊急事態発生時の聴覚障がい及び言語障がいを有する人の緊急通報用として、FAX及び電子メールによる通報を受理しています。

事件の内容、要件及び発信者の住所（現在の居場所）、氏名並びにFAX番号又はメールを明記して送信してください。

窓口 大阪府警察本部

・FAX 110番 FAX 06-6941-1022

・メール 110番（画像送信も可能） メール m110@police.pref.osaka.jp



○電話リレーサービス

電話リレーサービスとは、聴覚や発話に困難のある方とその電話の相手方とを通訳オペレータが手話文字と音声とを通訳し、24時間365日電話で双方向につながサービスです。

利用には登録が必要ですので、一般財団法人日本財団電話リレーサービスのホームページをご覧ください。

- ・利用できる人 身体障がい者手帳（聴覚障がい、音声・言語機能障がい）のある方
身体障がい者手帳は所有していないが、電話の利用が困難な方

上記の対象者が所属する法人も、法人として登録可能です。

問合せ先 電話リレーサービスを使ってみよう！

（利用登録、利用方法、サービス内容）（一財）日本財団電話リレーサービス

☎ 03-6275-0910 FAX 03-6275-0913 メール info@nftrs.or.jp

ホームページ <https://nftrs.or.jp/>

○門真市遠隔手話通訳サービス

聴覚に障がいをお持ちの方が、自宅や外出先でご自身が持っているスマートフォンやタブレットから、Cisco Webex（シスコ ウェベックス）のアプリを利用し、障がい福祉課の手話通訳職員（設置通訳）とビデオ通話でつながり、離れた場所でも手話通訳を受けることができます。市在住の聴覚障がいのある人（身体障がい者手帳を所持）※事前登録と事前予約が必要です。

○緊急通報装置の貸与

重度身体障がい者（65歳未満）を対象に、急病等の緊急時に簡単な操作で通報できる装置を貸与します（固定電話が必須です）。※生計中心者の所得税額に応じて自己負担があります。

○重度障がい者住宅改造助成事業

在宅の重度障がい者（児）が住み慣れた自宅において安心して生活がするために住宅改造をする場合、50万円を上限として費用の一部を助成します。

【対象世帯】

- ・身体障がい者手帳1・2級の人がある世帯 ・重度知的障がい者（児）（療育手帳A）がいる世帯、
- ・下肢機能障害3級、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（移動機能障害に限る）3級の人がある世帯で、かつ、年齢児以上の人がいる世帯。

【対象事業】

トイレ、浴室、玄関、廊下、階段、台所、居室など

【助成額】

50万円と実際に住宅の改造に要した額を比較したいずれか少ない方の額に下記の給付率を乗じた額

- ・生活保護を受けている世帯及び前年分の所得税の額が非課税の世帯・・・10分の10
- ・上記以外の世帯で前年分の所得税額が40,000円以下の世帯・・・3分の2
- ・前年分の所得税額が40,001円～70,000円以下の世帯・・・2分の1

詳しくは、事前に障がい福祉課までお問い合わせください。



て あ て ね ん き ん と う
Ⅶ 手 当 と 年 金 等

制度名	対 象 者	内 容	手続場所	備 考
障害基礎年金	国民年金加入中又は20歳前（年金未加入期間）、若しくは60歳以上65歳未満（年金未加入期間で日本に住んでいる間）に初診日（障がいの原因となった病気やけがについて、初めて診療を受けた日）のある病気やけがで、障害等級1級又は2級の障がいの状態にある人で、初診日の前日において、次のいずれかの保険料納付要件を満たしている人（20歳前に初診日がある場合は、納付要件はありません） (1)初診日のある月の前々月までの公的年金加入期間の3分の2以上の期間について、保険料が納付又は免除されていること (2)初診日のある月の前々月までの1年間に保険料の未納がないこと ◎障がい者手帳と障害年金の等級は必ずしも一致しません。	詳細は市民課 国民年金グループ又は守口年金事務所へ問い合わせ	市民課国民年金グループ 06-6902-6005 守口年金事務所 06-6992-3031 FAX 06-6992-6038	身 知 精
厚生年金障害厚生年金	厚生年金加入中に初診日のある病気やけがで、障害等級1級から3級までの障がいの状態になったとき ※保険料納付要件あり	詳細は、守口年金事務所へ問い合わせ	守口年金事務所 06-6992-3031 FAX 06-6992-6038	身 知 精
障がい児福祉手当	日常生活に常時特別の介護を必要とする20歳未満の在宅障がい者（所得制限あり） ※身体障がい者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳の取得は要件ではありません。 ※児童養護施設等の施設に入所された場合、及び障がいを支給事由とする年金給付を受けた場合は、支給資格がなくなります。	月額 16,100円 ◆2・5・8・11月支給	障がい福祉課 06-6902-6154	身 知 精
特別障がい者手当	日常生活に常時特別の介護を必要とする20歳以上の在宅障がい者（所得制限あり） ※身体障がい者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳の取得は要件ではありません。 ※施設（障がい者支援施設、特別養護老人ホーム、養護老人ホーム等）に入所された場合、又は病院、診療所（老人保健施設）に3か月を超えて入院された場合は、支給資格がなくなります。 軽費老人ホーム（ケアハウス）、有料老人ホーム、サービス付高齢者向け住宅等に入所・入居の方は在宅とみなされます。	月額29,590円 ◆2・5・8・11月支給	障がい福祉課 06-6902-6154	身 知 精
特別児童扶養手当	20歳未満で、政令で規定する障がいの状態にある児童を監護している父母又は父母に代わって児童を養育している人に支給されます。（所得制限あり）	月額 1級 56,800円 2級 37,830円 ◆4・8・11月支給	こども政策課 06-6902-6186	身 知 精

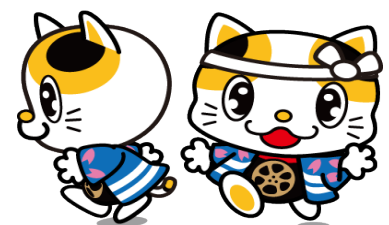
制度名	対 象 者	内 容	手続場所	備考
児童扶養手当	①政令で規定する障がいの状態にある父又は母を持つ児童を養育している人 ②離婚等により、父又は母と生計を同じくしていない児童を養育している人 児童の年齢は 18歳まで、特別児童扶養手当の対象児童については 20歳未満まで 所得制限あり ◆所得に応じて一部支給になります。	月額1子全部支給 46,690円 一部支給 46,680円～11,010円 2子加算全部支給 11,030円 一部支給 11,020円～5,520円 ◆1・3・5・7・9・11月支給	こども政策課 06-6902-6186	身 知 精
大阪府重度障がい者在宅生活 応援制度	知的障がいの程度が重度（療育手帳A）で、かつ身体障がいの程度が重度（身体障がい者手帳1・2級）の人と同居の介護者（施設入所者、入院中の人、特別障がい者手当受給者を除く。）に給付金を支給する。	給付金 月額10,000円 ◆4・7・10・1月支給	障がい福祉課 06-6902-6154	身 知
大阪府障がい者扶養共済制度	障がいのある人を扶養している保護者（65歳未満）が加入できます。 掛金：1口当たり月額9,300円～23,300円（2口まで加入できます。加入時の年齢により、掛金は異なり、掛金の減免制度もあります。）	加入者が死亡又は重度障がいになったときから支給 月額1口につき20,000円	障がい福祉課 06-6902-6154	身 知 精

Ⅷ 減 免 と 割 引

1. 各種税の減免等

種 類	対 象	内 容	手続場所	備考
所得税	障がい者控除 ①一般の障がい者（身体3～6、知的B1・B2、精神2・3級）	①27万円 ②40万円 ③75万円	勤務先又は 門真税務署 06-6909-0181	身 知 精
市民税	②特別障がい者（身体1～2級、知的A、精神1級） ③特別障がい者が同居の配偶者、または扶養親族	①26万円 ②30万円 ③53万円	課税課 市民税グループ 06-6902-5898	身 知 精
事業税	重度の視覚障がい者（失明又は両眼の視力0.06以下）が行う、あんま、マッサージ、指圧、はり、きゅう、柔道整復等医業に類する事業	非課税	北河内府税事務所 072-844-1331 FAX 072-846-3988	身
相続税	①障がい者が相続又は遺贈により財産を取得した場合 ②心身障がい者共済制度に基づく給付金を受ける権利を相続により取得した場合	①税額から一定額控除 ②非課税	門真税務署 06-6909-0181	身 知 精

種 類	対 象	内 容	手続場所	備考
贈与税	①特別障がい者が特別障がい者扶養信託契約に基づいて受ける信託受益権のうち 6,000万円までの部分 ②心身障がい者共済制度に基づく給付金を受ける権利を贈与により取得したと見なされる場合	非課税	かどまぜいむしよ 門真税務署 06-6909-0181	身 知 精
自動車税 種別割	対象となる障がいの程度や車の所有・運転形態、使用目的など詳細は北河内府税事務所へお問い合わせください。 ※軽自動車を含めて1台に限る。	減免	きたなわち 北河内府税事務所 072-844-1331 FAX 072-846-3988	身 知 精
車税 自動車税（軽自動車） 環境性能割	対象となる障がいの程度や車の所有・運転形態、使用目的など詳細は大阪自動車税事務所（寝屋川分室）へお問い合わせください。 ※軽自動車は072-604-2772 （軽自動車検査協会大阪主管事務所高槻支所へお問い合わせ）	減免	おおさか 大阪自動車税事務所（寝屋川分室） 072-823-1801	身 知 精
軽自動車税種別割	対象となる障がいの程度や車の所有形態、使用目的など詳細は課税課へお問い合わせください。 申請期間については、毎年納税通知書到達後から5月31日（31日が土日祝日の場合は、その翌開庁日）となりますので、ご注意ください。※普通自動車や軽自動車、二輪車を含めて障がい者1人につき1台に限る。	減免	かぜいか 課税課 市民税グループ 06-6902-5874	身 知 精
固定資産税	「生活保護を受給し、生活扶助を受けている方」又は「1月1日現在で特別障がい者（身体1～2級、知的A、精神1級）で、次のすべての要件を満たしている方」 ①所有者及び所有者と生計を一にする方全員が市民税均等割非課税限度額以下の所得 ②自らの居住用以外の土地や家屋を所有していない ③家屋の課税延床面積が70㎡以下 ④年税額が5万円以下	減免	かぜいか 課税課 資産税グループ 06-6902-5918	身 知 精
マル優制度	身体障がい者手帳を持っている人等、マル優制度をご利用いただけます。この制度を利用すると、一定の条件を満たす公社債・投資信託や預貯金などが、元本350万円までは利子等を非課税扱いになります。	詳細については、取引金融機関にお問い合わせください。		身 知 精
預金制度 福祉定期	障がい年金等を受給している人を対象にした定期預金で、預金利率が一般の定期利率に上乗せされます（取り扱う金融機関によって、対象者が異なります。）			



2. 交通運賃の割引等

区 分			割引の対象者	割引の内容	割引率	備考	
ＪＲ私鉄各社	障がい者本人 単独乗車		障がい者	普通乗車券(片道100 キロ以上の利用 の場合のみ)	5割	身 知 精 注	
	介護者とともに乗車	第1種障 がい者	障がい者及びその 介護者	・ 普通乗車券 ・ 回数乗車券 ・ 急行券（特急券、座席指定券を除 く。） ・ 定期券 (障がい者本人が12歳未満の 場合は、介護者のみ) ・ ICOCA、PiTaPaは対象外	5割		
		第2種障 がい者	障がい者の介護者 ※知的障がい者の 介護者の場合は障 がい者が 12歳未満 のみ	・ 定期券	介護者 のみ5 割		
※会社によつて異なる場合あり バス	障がい者本人単 独 乗 車		障がい者	・ 普通乗車券 ・ 回数券（割引なしの場合あり） ・ 定期券	5割 3割	身 知 精 注	
	介護者とともに乗車	第1種障 がい者	障がい者及びその 介護者	・ 普通乗車券 ・ 回数券（割引なしの場合あり） ・ 定期券	5割 3割		
		第2種障 がい者	障がい者の介護者 ※知的障がい者の 介護者の場合、障 がい者が 12歳未満 のみ	・ 定期券	介護者 のみ 3割		
	タクシー			運賃 ※詳しくは、大阪タクシー協会 ☎06-6125-5400、FAX06-6125-5445 へ問い合わせ 運賃 ※日進交通株式会社☎06-6791-7422 に限る。	1割 1割		身 知 精
	航空機			※詳細は、各航空会社へ問い合わせ（ただし、国内線に限る）			身 知 精
船舶			※詳細は、各船舶会社へ問い合わせ				

（注）精神障がい者保健福祉手帳の割引についての詳細は各交通機関にお問い合わせください。

3. NHK放送受信料の免除

※申請時に印鑑が必要です。 手続：障がい福祉課

対象者	全額免除の場合 (障がい者の方を世帯構成員に有する)	半額免除の場合 (障がい者の方が世帯主で受信者契約者)
身体障がい者	世帯構成員全員が市民税非課税	視覚・聴覚障がい者 重度(1級・2級)の身体障がい者
知的障がい者	世帯構成員全員が市民税非課税	重度(療育手帳A)の知的障がい者
精神障がい者	世帯構成員全員が市民税非課税	重度(1級)の精神障がい者

問合せ：NHK視聴者コールセンター ☎0120-151-515

NHK大阪放送局視聴者センター FAX06-6941-0431

4. 有料道路の割引

	運転の形態	対象自動車	所有者	割引率	備考
第1種	障がい者本人が運転する場合 介護者運転で障がい者本人が同乗する場合	自家用乗用自動車 ※軽自動車や一部貨物を含む。	・本人、親子、兄弟姉妹及びその配偶者 ・同居の親族等 ・障がい者本人を継続して日常的に介護している人	5割（ただし、端数が生じる場合は、10円単位で切り上げ）	身 知
第2種	障がい者本人が運転する場合		・本人、親子、兄弟姉妹及びその配偶者 ・同居の親族等		身

【必要なもの】 手続：障がい福祉課

- ・障がい者手帳、車検証及び自動車検査証記録事項、運転免許証（本人運転の場合、コピー可）
- ・ETCを利用する場合は、ETCカード（障がい者手帳所持者本人名義、18歳未満の方は保護者名義）、ETC車載器セットアップ申込書・証明書又は車載器の管理番号が確認できるもの
- ※自動車検査証記録事項は車検証が電子車検証（A6サイズ）の場合に必要
- ※ローン、長期リースで自動車を利用されている場合は割賦契約書、リース契約書又はお支払い状況を確認できる書類が必要

※既に本制度を利用し ETC の利用登録をされている人は、更新申請の際に ETC 割引登録係より送付される「更新のご案内」の封書をお持ちください。

㊦手帳所持者本人が 18歳に到達された際には、本人名義の ETCカード作成の上、変更申請が必要です。

㊦自動車の登録をする場合、ローンお支払い完了後に車検証の所有者欄の名義変更がお済みでない場合は受付できません。

㊦各種申請（新規申請・変更申請・更新申請）はオンラインでも可能です。

詳細は、NEXCO西日本のホームページをご覧ください。

5. NTTの無料番号案内（ふれあい案内）

視覚障がい1～6級、肢体不自由（上肢、体幹、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい）1・2級の人及び知的・精神障がい者が、104番を利用する場合、無料で電話番号の案内を受けることができます。 お問い合わせ・手続き…0120-104-174 午前9時～午後5時（土曜・日曜・祝日を除く。）	身 知 精
--	-------------

手続：NTTの支店、営業所（郵送も可能）

6. 携帯電話の割引

基本使用料の割引制度や、割安な料金プランが利用できます。 詳細は、各携帯電話会社にお問い合わせください。	身 知 精
---	-------------

7. 映画館の割引

大阪興行協会加入の映画館で割引を行っています。券売場で手帳を提示してください。 窓口：生活衛生同業組合大阪興行協会 ☎06-6720-2427 FAX06-6720-2428	身 知 精
--	-------------

8. 門真市内各駅前駐輪場の一時使用料の免除

地下鉄「門真南駅」、京阪電車「門真市駅」「古川橋駅」「大和田駅」「萱島駅」各駅の本市が指定する自転車駐輪場窓口で障がい者手帳等を提示することで一時使用料が免除されます。 ※障がい者手帳等・・・身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者手帳 ※本市が指定する自転車駐車場（西三荘駅は除く） ・門真市駅北自転車駐車場…☎06-6907-9888 ・大和田駅自転車駐車場…☎072-883-8876 ・古川橋駅自転車駐車場…☎06-6900-6040 ・萱島駅西自転車駐車場…☎072-885-0203 ・門真南駅第1自転車駐車場…☎072-884-2256 ・門真市駅南第2自転車駐車場…☎06-6907-8002又は 06-6907-9888		身 知 精

問合せ先 道路公園課総務グループ 06-6902-6645

9. 公共施設等の使用料の減免等

公共施設等によって、使用料・入場料等の減免が受けられます。 詳細はそれぞれの施設にお問い合わせください。	身 知 精
---	-------------

IX 駐車禁止除外指定者標章交付基準等級表

申請により駐車禁止除外指定車標章の交付を受けることができます。

障がいの区分		障がいの級別	
視覚障がい		1級から3級までの各級及び4級の1	身
聴覚障がい		2級及び3級	
平衡機能障がい		3級	
上肢不自由		1級、2級の1及び2級の2	
下肢不自由		1級から4級までの各級	
体幹不自由		1級から3級までの各級	
脳原性運動機能障がい	上肢機能	1級及び2級（一上肢のみに運動機能障がいがある場合を除く）	
	移動機能	1級から4級までの各級	
心臓機能障がい		1級から3級までの各級	
じん臓機能障がい			
肝臓機能障がい			
呼吸器機能障がい			
ぼうこう又は直腸の機能障がい			
小腸機能障がい			
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい			
知的障がい者		重度（A）	知
精神障がい者		1級	精
色素性乾皮症患者		等級指定なし	難
戦傷病者		等級指定なし	

必要なもの・・・障がい者手帳等（写し）。代理人（親権者等）が申請する場合は、申請者との続柄が確認できるもの（詳しくは、門真警察署へお問い合わせ）※申請時には必ずご本人も門真警察署へ
 手続：門真警察署交通課交通総務係（TEL06-6906-1234） 大阪府警察本部駐車管理課（TEL06-6943-1234）

XI その他

1. 市営住宅

問合せ先：門真市営住宅管理センター 日本管財株式会社
月曜～土曜 午前9時～午後6時

☎06-6967-8799

2. 府営住宅

問合せ先：大阪府営住宅

大阪府営住宅守口管理センター 株式会社東急 コミュニティー
月曜～土曜 午前9時～午後6時

☎06-6780-9115

・入居申込用紙は、各募集時期に各管理センターと市役所受付と南部市民センターにあります。

3. 車いすの貸出しと紙おむつの給付

車いすは、必要なときに、3箇月を限度としてお貸しします。

紙おむつは、市民税非課税世帯（生活保護世帯は除く。）を対象に年1回を限度として給付します。

手続：門真市社会福祉協議会 ☎06-6902-6453

4. 郵便等による不在者投票

郵便等による不在者投票は、身体障がい者手帳をお持ちの方で、次のような障がいのある方（○印に該当する方）に認められています。

身体障がい者手帳	障がいの名	障がいの程度			備考
		1級	2級	3級	
	両下肢、体幹、移動機能の障がい	○	○		上肢又は視覚の障がいの程度が1級と記載されている方は、代理記載制度も認められています。
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障がい	○	-	○	
	免疫、肝臓の障がい	○	○	○	

手帳の記載では該当するかどうか分からないときは、選挙管理委員会事務局までお問合せください。

手続・問合せ先：選挙管理委員会事務局 ☎06-6902-6990

5. 身体障がい者補助犬

身体障がい者の日常生活を支援する身体障がい者補助犬（盲導犬・介助犬・聴導犬）に関する相談及び身体障がい者補助犬の貸与を行っています。

窓口：大阪府障がい福祉室自立支援課 ☎06-6944-9176 FAX06-6942-7215

6. 公益社団法人 門真市シルバー人材センター

長年培ってきた経験や技能を地域社会にもう一度役立てることで、生活感の充実、福祉の増進を図るとともに高齢者技能を生かした活力のある地域社会づくりに寄与することを目的としています。

門真市シルバー人材センターができる仕事：住宅改修サービス、ワンコインサービス、福祉有償運送業務、その他（福祉援助サービス、不用品の運び出し等）詳しくは、お問い合わせください。

窓口：公益社団法人 門真市シルバー人材センター ☎06-6905-5911 FAX 06-6905-0085

7. 大阪府障がい者等用駐車区画利用証制度

障がい者や高齢者など移動に配慮を要する方々が安心して外出できるよう、公共施設や商業施設などにおける車いす使用者用の駐車区画等をご利用いただくための利用証を大阪府が交付します。

申請手続き等については、窓口で配布しているパンフレット又は府ホームページからご確認ください。

手続：大阪府福祉部障がい福祉室障がい福祉企画課 ☎06-6944-2362 FAX 06-6942-7215

8. さわやか訪問収集

高齢者や障がい者の方々が、粗大ごみを一定の場所まで持ち出すことが困難な場合、屋内からの「持ち出し収集」を行います。

対 象 者	虚弱等により日常生活に支障のある 65歳以上の一人暮らしの方。 障がい者（身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳のいずれかの交付を受けている）で一人暮らしの方。 ※同居する家族がおられる場合についても、同居者が高齢や虚弱及び年少者等で粗大ごみを決められた場所まで持ち出すことが困難な世帯も対象とします。	身 知 精
-------	---	-------------

手続：クリーンセンター業務課 ☎06-6909-0048

9. ふれあいサポート収集

高齢者や障がいのある人の家庭ごみを玄関先まで戸別に収集します。

対象者	介護サービス又はホームヘルプサービスを受けている一人暮らしの高齢者や障がいのある方の世帯で、自ら家庭ごみを一定の場所まで持ち出すことが困難な世帯で、要介護2以上の認定を受けた 65歳以上の方、身体障害者手帳の交付を受け、かつ、障害程度が 1 級又は 2 級に該当する方、精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、かつ、障害の程度が 1 級に該当する方、大阪府療育手帳の交付を受け、かつ、知的障害程度が A に該当する方。 ※同居する家族がおられる場合についても、同居者が高齢や虚弱及び年少者等の世帯も対象とします。	身 知 精
-----	--	-------------

10. 自動車事故対策機構（ナスバ）による介護料支給

自動車事故が原因で、脳、脊髄、又は胸腹部臓器を損傷し、重度の後遺障がいがあるため、日常生活動作について常時又は随時の介護が必要である方に介護料を支給するものです。介護料の支給を受けるためには申請が必要です。また、「重度の後遺障害」については基準があります。 詳細は、独立行政法人自動車事故対策機構大阪主管支所 ☎06-6942-2840 へ問合わせください。	身
---	---

11. 身体障がい者障がい程度等級表

級 別		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
視覚		○	○	○	○	○	○
聴覚又は 平衡機能	聴覚		○	○	○		○
	平衡機能			○		○	
音声機能、言語機能、そしゃく機能				○	○		
肢体不自由	上肢	○	○	○	○	○	○
	下肢	○	○	○	○	○	○
	体幹	○	○	○		○	
	脳原性運動機能	○	○	○	○	○	○
内部障がい	心臓機能	○		○	○		
	じん臓機能	○		○	○		
	肝臓機能	○	○	○	○		
	呼吸器機能	○		○	○		
	ぼうこう又は直腸機能	○		○	○		
	小腸機能	○		○	○		
	免疫機能	○	○	○	○		

Ⅻ 市内の障がい者団体等

団体名	活動目的	連絡先
門真市身体障害者福祉会	身体障がい者の社会参加の機会を充実させることにより、身体障がい者の更生援助を図るとともに、福祉の向上並びに会員相互の連携及び協調を図ります。	FAX06-6903-4453 岩本
門真市視力支援協会		☎090-3198-8723 前川
門真市ろうあ部会		FAX06-6903-4453 岩本
特定非営利活動法人 門真市手をつなぐ育成会	知的障がい、発達障がいのある人とその家族が、差別のない地域生活ができるよう、理解・啓発活動に努め、暮らしに役立つ情報提供を行います。また、余暇活動や体験行事、会員相互の親ばく、研究会や相談活動を行い、これらの活動を通して、生活の質の向上と福祉の増進を目指します。	☎090-9278-9238 東野 FAX06-6908-8674
門真クラブ	交流会などのイベントを実施し、市が定期的に行う会議や理解促進事業へ参加するとともに、会員相互の親睦を図ります。	☎06-6900-2503 三木
門真市身体障がい児者親の会 結叶	主に肢体不自由児者の会です。肢体不自由児者や医療的ケア児者が差別なくインクルーシブに暮らせる街を目指して活動しています。3ヶ月に一度定例会を開き、情報交換、講演会を行なっています。施設や地域での祭りに出店し、地域交流、啓蒙活動にも取り組んでいます。結叶は親同士が気軽に何でも相談し合える場として作った会です。お気軽にご連絡ください。	☎090-9870-9658 橋本

その他団体

門真市介護者（家族）の会（中途障がいの人の介護をしている家族）	介護に関わる人が、お互いに手をつなぎ介護の悩みを打ち明けたり、助け合ったりしながら、介護の知識や情報を交換することによって、精神的・肉体的負担の軽減を図ります。	事務局門真市社会福祉協議会 ☎06-6902-6453 FAX06-6904-146
---------------------------------	--	--

障がい児通所支援

施設名	サービス名（対象）	場所
門真市立こども発達支援センター	児童発達支援（未就学児）・放課後等デイサービス（就学児）・保育所等訪問支援（未就学・就学児）・居宅訪問型児童発達支援（未就学・就学児）	門真市大字北島 546 番地 ☎072-883-1680
タートル	児童発達支援（未就学児）・放課後等デイサービス（就学児）	門真市舟田町 20-20 ☎072-812-6780
放課後等デイサービスなかよしハウス	放課後等デイサービス（就学児）	門真市柳田町 7-20-101 ☎06-6908-5151
放課後等デイサービスげんきハウス	放課後等デイサービス（就学児）	門真市新橋町 13-15-1F ☎06-6907-5353
門真市障がい者福祉センター放課後等デイサービス「すてっぷ」	放課後等デイサービス（就学児）（重症心身障がい児）	門真市御堂町 14-1-2F ☎06-6904-6812

施設名	サービス名(対象)	場所
特定非営利活動法人門真市手をつなぐ育成会キッズ・レインボー	児童発達支援(未就学児)・放課後等デイサービス(就学児)	門真市本町14-13 ☎06-7165-7978
ジェイ・エス ステージ ジュニア	放課後等デイサービス(就学児)	門真市千石東町 2-41-13-1F、14-1F、15-1F ☎072-884-1606
ぴあ	児童発達支援(未就学児)・放課後等デイサービス(就学児)	門真市幸福町28-15-1F ☎06-7165-7779
チャイルドハート門真駅前学館	児童発達支援(未就学児)・放課後等デイサービス(就学児)	門真市新橋町15-1-1F ☎06-7165-7779
チャイルドハート門真学館	放課後等デイサービス(就学児)	門真市新橋町16-5-1F ☎06-6780-4392
YCCこども教育研究所 きらきら	児童発達支援(未就学児)・放課後等デイサービス(就学児)	門真市常盤町7-8-1-B ☎072-812-2443
YCCもこもこ大和田教室	児童発達支援(未就学児)・放課後等デイサービス(就学児)	門真市野里町8-25-1F ☎072-885-3320
ハッピーテラス門真教室	児童発達支援(未就学児)・放課後等デイサービス(就学児)	門真市末広町17-18-1F ☎06-6115-5700
ファミリアキッズ門真	児童発達支援(未就学児)	門真市浜町6-19-1F ☎06-6780-3800
療育教室門真校	放課後等デイサービス(就学児)	門真市宮前町2-19 ☎072-887-5656
あさがおねっと大和田	児童発達支援(未就学児)・放課後等デイサービス(就学児)	門真市常称寺町 27-20-1F ☎072-842-3993
発達支援ルームゆあーず門真	児童発達支援(未就学児)・放課後等デイサービス(就学児)	門真市末広町40-1-2F ☎06-6967-8956
放課後等デイサービス ウィズ・ユー門真	児童発達支援(未就学児)・放課後等デイサービス(就学児)	門真市柳町12-22-1F ☎06-6115-5702
こどもサポートルームsi-po	児童発達支援(未就学児)・放課後等デイサービス(就学児)・保育所等訪問支援(未就学・就学児)	門真市末広町10-6-1F ☎06-6995-4400
児童発達支援umbrella	児童発達支援(未就学児)	門真市野里町9-9-301 ☎072-813-5864
こもも komomo	児童発達支援(未就学児)・放課後等デイサービス(就学児)	門真市島頭3-22-7-1F ☎072-842-5115
Gling・Glo大和田	児童発達支援(未就学児)・放課後等デイサービス(就学児)・保育所等訪問支援(未就学・就学児)	門真市野里町27-19 ☎072-800-4990
LITALICOジュニア 大日教室	児童発達支援(未就学児)・保育所等訪問支援(未就学・就学児)	門真市向島町3-35 ベアーズB棟1階 区画番号7 ☎06-6916-5960
児童発達支援・放課後等デイサービスgrow up	児童発達支援(未就学児)・放課後等デイサービス(就学児)	門真市下馬伏町 10-14-101 ☎072-812-6240
YCCもこもこ門真教室	児童発達支援(未就学児)・放課後等デイサービス(就学児)	門真市常盤町12-5 ☎072-881-5500
Sunny Kids	児童発達支援(未就学児)・放課後等デイサービス(就学児)	守口市東光町3-5-13 ☎06-6991-9815

施設名	サービス名(対象)	場所
	サービス(就学児)(重症心身障がい児)	
オールケア守口	児童発達支援(未就学児)・放課後等デイサービス(就学児)(重症心身障がい児)	守口市大久保町5-39-6 ☎06-6916-0555
オールケア大日	児童発達支援(未就学児)・放課後等デイサービス(就学児)(重症心身障がい児)	守口市梶町1-4-14 ☎06-6904-8880
CLAN守口	放課後等デイサービス(就学児)(重症心身障がい児)	守口市大久保町2-16-17 ☎06-6780-3700
オールケア守口ののはな	児童発達支援(未就学児)・放課後等デイサービス(就学児)(重症心身障がい児)	守口市藤田町1-52-13 ☎06-6967-8700
オールケア寝屋川のどか	児童発達支援(未就学児)・放課後等デイサービス(就学児)(重症心身障がい児)	寝屋川市宇谷町1-21 ☎072-811-5521
オールケア寝屋川ひかり	放課後等デイサービス(就学児)(重症心身障がい児)	寝屋川市宇谷町1-18 ☎072-800-3201
児童デイサービスハイジ	児童発達支援(未就学児)・放課後等デイサービス(就学児)(重症心身障がい児)	寝屋川市成美町27-10 ☎072-839-0234
ピアリン	児童発達支援(未就学児)・放課後等デイサービス(就学児)(重症心身障がい児)	大東市野崎1-9-5-102、103 ☎072-800-8556
ピリナ	児童発達支援(未就学児)・放課後等デイサービス(就学児)(重症心身障がい児)	大東市北条1-7-23-1F ☎072-800-8556

※市外事業所は主として重症心身障がい児を対象としているところを紹介しています。

障がい福祉サービス事業所(日中活動系)

名称	サービス名	連絡先
地域活動支援センター あん	地域活動支援センター	門真市宮野町2-20-3F ☎072-885-1144
ふろんていあ	地域活動支援センター	門真市新橋町17-8-2F ☎06-6780-6730
門真市障がい者福祉センター	生活介護	門真市御堂町14-1 ☎06-6904-6812
ジェイ・エス ステージ	生活介護	門真市桑才新町24-1 ☎06-6905-1397
スマイルキャンパス	生活介護	門真市常盤町7-12 ☎072-814-7607
第2 ジェイ・エス ステージ	生活介護	門真市下馬伏町19-9 ☎072-882-3311
デイリハセンターさくらの木	生活介護	門真市五月田町11-15 ☎072-813-0743
ばーど bird	生活介護	門真市末広町8-13-402 ☎06-7708-5162
パンドミー10	生活介護	門真市三ツ島3-5-35 ☎072-884-2100
ほにいず	生活介護	門真市打越町3-3 ☎06-6916-9700
ライフケア 花風	生活介護	門真市末広町11-21 ☎06-6991-8253
かどまつ苑生活介護 かどまつ苑短期入所	生活介護 短期入所	門真市城垣町1-27 ☎072-885-8055
ナーシングホーム智鳥	生活介護 短期入所	門真市北島町12-20 ☎072-881-8201
こもれび	生活介護 就労継続支援B型	門真市柳町16-8 ☎06-6907-5160
障セ・ウィタン	生活介護 就労継続支援B型	門真市三ツ島6-23-9 ☎072-885-2894
グループホーム二階堂	短期入所	門真市四宮1-2-17-304 ☎06-6780-3502
ショートステイ ジェイ・エス くわざいA、ショートステイ ジェイ・エスくわざいB	短期入所	門真市桑才新町24-2-1F, 2F ☎06-6780-3502
ソシアひえ島	短期入所	門真市ひえ島町25-3 ☎072-812-6555

名 称	サービス名	連 絡 先
ブドウショートステイ	短期入所	門真市島頭4-11-11 ☎072-803-7175
J S N門真	就労移行支援	門真市末広町40-3-5F☎06-6904-1905
みらぼ	就労移行支援 就労継続支援B型	門真市末広町39-19-102 ☎050-1468-7626
門真ワークプレイス	就労継続支援A型	門真市下馬伏町9-28 ☎072-887-3211
グローアップ	就労継続支援A型	門真市速見町5-5-102 ☎06-6991-9781
就労支援センター門真	就労継続支援A型	門真市末広町32-5-205 ☎06-6926-9451
s e l f - A・レーヴ	就労継続支援A型	門真市新橋町6-12-3-B☎06-6902-2222
ジョブハウスくすの木	就労継続支援A型 就労継続支援B型	門真市柳町1-18-103 ☎06-7897-7050
アースファーム	就労継続支援B型	門真市三ツ島5-1-12 ☎072-813-5155
アイ・i	就労継続支援B型	門真市泉町1-24 ☎06-6900-5641
アップルツリー	就労継続支援B型	門真市栄町29-12-2 ☎06-6901-8812
一般社団法人ワーク・サポート・センター	就労継続支援B型	門真市深田町6-101, 102 ☎06-7171-1543
オリーブプラント	就労継続支援B型	門真市島頭1-6-25-1F ☎072-819-4392
かすみそう	就労継続支援B型	門真市末広町40-1-4F☎06-6909-5570
グレース工房	就労継続支援B型	門真市東田町12-1 ☎06-6908-5980
さくら工房	就労継続支援B型	門真市柳町5-1-121 ☎06-6780-9388
サニーデイ	就労継続支援B型	門真市新橋町17-8-1F☎06-6900-2503
しのめ	就労継続支援B型	門真市寿町20-27-4F☎06-6780-9070
就労継続支援B型施設 smile	就労継続支援B型	門真市岸和田3-45-20-1F ☎072-814-5308
就労継続支援B型事業所ソラール	就労継続支援B型	門真市脇田町12-3 ☎072-814-9300
就労継続支援B型施設すたーと	就労継続支援B型	門真市千石東町38-7 ☎072-814-6940
ジェイ・エス ステージB	就労継続支援B型	門真市千石東町2-5-7 ☎072-884-0152
スマイル	就労継続支援B型	門真市小路町5-18 ☎06-6786-9292
仲間の家たけのこ	就労継続支援B型	門真市岸和田3-38-18 ☎072-881-8355
和やか	就労継続支援B型	門真市打越町3-3-202, 303 ☎072-800-7538
ハートフェルト・フローラル・プロジェクト門真市	就労継続支援B型	門真市新橋町22-15-1F ☎06-6780-9288
ヒマワリホーム	就労継続支援B型	門真市幸福町21-5 ☎06-6902-7808
ぷらすファーム	就労継続支援B型	門真市幸福町28-19-1☎06-6916-5080
ホワイトハウス	就労継続支援B型	門真市宮野町6-6-10B ☎072-883-7511
マンボウと海がめ	就労継続支援B型	門真市幸福町20-14 ☎06-6780-3939
ミラル	就労継続支援B型	門真市石原町29-15 ☎06-6991-8056
Meli	就労継続支援B型	門真市舟田町33-28 ☎072-803-7482
ラヴィアンローズ門真事業所	就労継続支援B型	門真市大池町13-19 ☎072-813-8339
ルージュ作業所	就労継続支援B型	門真市石原町14-20 ☎06-6903-2878
ワーク支援センター光明	就労継続支援B型	門真市下馬伏町1-23-1 ☎072-812-5172
わーくすあさがお	就労継続支援B型	門真市幸福町20-3-2F ☎06-7508-4909
ワークスペースおおわだ	就労継続支援B型	門真市野里町8-1-3F ☎072-814-6313

指定特定相談支援事業所（計画相談支援）

名 称	指定の種類	連絡先
門真市障がい者相談支援センター ジェイ・エス （門真市御堂町14-1 門真市保健福祉センター1F）	障がい者・児	06-6901-3041
障がい者相談支援事業所あん（門真市宮野町2-20 3F）	障がい者	072-885-1144
くすのき介護相談センター（門真市中町11-96）	障がい者 児	06-6902-8666
ケアプランセンター ブドウ（門真市島頭4-11-11）	障がい者	072-800-6768
特定相談支援事業所 シオン（門真市東田町12-1）	障がい者	06-6115-5902
ちどり相談支援センター（門真市北島町12-3）	障がい者 児	072-881-8201
まぶち介護・社会福祉士事務所 （門真市浜町27-16 川端サンモール A棟103）	障がい者 児	06-6909-0101
障がい者相談支援センターファミリア（門真市下島町5番2号3階）	障がい者 児	072-887-3252
風真鳥（門真市新橋町17-8 2階中）	障がい者	080-4199-5862
朝日ケアプランセンター（門真市朝日町8-7）	障がい者 児	072-814-9216
オールケア相談支援センター（守口市梶町1丁目4-15）	障がい者 児	06-4397-7889
相談支援事業所 ゆあーず（大東市赤井1-15-1 大東ビル 1）	障がい者 児	072-812-7886
相談支援 かどまつ（門真市城垣町1-27）	障がい者 児	072-885-8055
ふたばサポートセンター（門真市上野口町2番11号）	障がい者 児	072-800-3725
ケアセンター あゆみ（門真市岸和田2丁目11番30号）	障がい者 児	072-888-8731
相談支援umbrella（門真市野里町9-9 サンワビル 305）	障がい児	072-813-5864
スマイル（門真市小路町5番18号）	障がい者	06-6786-9292
ルイータ（門真市脇田町24番16号）	障がい者 児	072-392-9962
社会福祉法人あしたの会 指定特定相談事業所 絆（休止中） （門真市島頭4丁目1番16号）	障がい者 児	072-882-3925
障がい者相談支援センターなるなる（門真市常称寺町27-2）	障がい者 児	072-886-1551
相談支援事業所リアン（門真市沖町13番14号）	障がい者	06-4400-2829
相談支援事業所みのり（門真市末広町36番10号 アドラブル 古川橋ウェスト）	障がい者(精神) ・児	06-6916-9700
門真市立 こども 発達支援 センター 相談支援事業所SUN （門真市大字北島546番地）	障がい児	072-883-1680
相談支援事業所めり（門真市丹田町33-28）	障がい者 児	072-803-7482
ティンカー・ベル相談支援事業所（門真市上島町11-30-101）	障がい者 児	072-803-0865

障がい者マークについて

街で見かける障がい者に関するマークには、主に次のようなものがあります。皆さまの御理解と御協力を
お願いいたします。 順不同

名称	概要等	関係機関・団体
障がい者のための 国際シンボル マーク 	障がい者が利用できる建物、施設であることを明確に表すための世界共通のシンボルマークです。マークの使用については国際リハビリテーション協会の「使用指針」により定められています。※このマークは「すべての障がい者を対象」としたもので、特に車椅子を利用する障がい者を限定し、使用されるものではありません。 ※個人の車に表示することは、国際シンボルマーク本来の主旨とは異なります。障がいのある方が、車に乗車していることを、周囲にお知らせする程度の表示になります。個人の車に表示しても、道路交通法上の規制を免れるなどの法的効力は生じませんので、理解の上ご使用ください。	公益財団法人 日本 障害者リハビリテ ーション協会  03-5273-0601 FAX 03-5273-1523
身体障害者標識 	肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークで、マークの表示については、努力義務となっています。危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。	警察庁交通総務課 交通安全対策第一 係  03-3581-4321(代)
聴覚障害者標識 	聴覚障がいであることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークで、マークの表示については、義務となっています。危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。	警察庁交通総務課 交通安全対策第一 係  03-3581-4321(代)
盲人のための国 際シンボルマ ーク 	世界盲人会連合で1984年に制定された盲人のための世界共通のマークです。視覚障がい者の安全やバリアフリーに考慮された建物、設備、機器などに付けられています。信号機や国際点字郵便物・書籍などで身近に見かけるマークです。このマークを見かけた場合には、視覚障がい者の利用への配慮について、御理解、御協力をお願いいたします。	社会福祉法人 日本盲人福祉委員会  03-5291-7885
耳マーク 	聞こえが不自由なことを表す、国内で使用されているマークです。また、窓口等に掲示されている場合は、聴覚障がい者へ配慮した対応ができることを表しています。聴覚障がい者は見た目に分からないために、誤解されたり、不利益をこうむったり、社会生活上で不安が少なくありません。このマークを提示された場合は、相手が「聞こえない・聞こえにくい」ことを理解し、コミュニケーションの方法等への配慮（口元を見せゆっくり、はっきり話す・筆談で対応する・呼ぶときは傍へ来て合図する・手話や手振りで表すなど）について御協力をお願いいたします。	いっぱんしゃだんほうじん 一般社団法人 全日本難聴者・中 途失聴者団体連合 会  03-3225-5600 FAX03-3354-0046
ヒアリングルー プマーク 	「ヒアリングループマーク」は、補聴器や人工内耳に内蔵されているTコイルを使って利用できる施設・機器であることを表示するマークです。このマークを施設・機器に掲示することにより、補聴器・人工内耳装用者に補聴援助システムがあることを知らしめ、利用を促すものです。	いっぱんしゃだんほうじん 一般社団法人 全日本難聴者・中 途失聴者団体連合 会  03-3225-5600 FAX03-3354-0046

名称	概要等	関係機関・団体
ほじょ犬マーク 	身体障がい者補助犬同伴の啓発のためのマークです。身体障がい者補助犬とは、盲導犬、介助犬、聴導犬のことを言います。「身体障害者補助犬法」において、公共の施設や交通機関はもちろん、デパートやスーパー、ホテル、レストランなどの民間施設は、身体障がいのある人が身体障がい者補助犬を同伴するのを受け入れる義務があります。補助犬を同伴することのみをもってサービスの提供を拒むことは障がい者差別にあたります。補助犬はペットではありません。社会のマナーもきちんと訓練されているし、衛生面でもきちんと管理されています。補助犬を同伴していても使用者への援助が必要な場合があります。使用者が困っている様子を見かけたら、積極的に声をかけをお願いします。	厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室 ☎03-5253-1111(代) FAX 03-3503-1237
オストメイト用設備/オストメイ 	オストメイトとは、がんなどで人工肛門・人工膀胱を造設している排泄機能に障がいのある障がい者のことをいいます。このマーク（JIS Z8210）は、オストメイトの為の設備（オストメイト対応のトイレ）があること及びオストメイトであることを表しています。このマークを見かけた場合には、身体内部に障がいのある障がい者であること及びその配慮されたトイレであることを御理解の上、御協力をお願いします。	公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団 ☎03-5844-6265 FAX 03-5844-6294
ハートプラスマーク 	「身体内部に障がいがある人」を表しています。身体内部（心臓、呼吸機能、じん臓、ぼうこう・直腸、小腸、肝臓、免疫機能）に障がいがある方は外見からは分かりにくいので、様々な誤解を受けることがあります。内部障がいの方の中には、電車などの優先席に座りたい、障がい者用駐車スペースに停めたい、といったことを希望していることがあります。このマークを着用されている方を見かけた場合には、内部障がいへの配慮について御理解、御協力をお願いいたします。	特定非営利活動法人ハート・プラスの会 ☎572-0848 寝屋川市秦町41番1号 寝屋川市立市民会館4階 寝屋川市立市民活動センター内 ☎080-4824-9928 (注) Eメール info@heartplus.org ㊤担当者が不在のため電話に出られない場合がありますので、できるだけEメール、郵便でお願いいたします。
ヘルプマーク 	義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方、または妊娠初期の方など、外見からわからなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることができるマークです（JIS規格）。ヘルプマークを身に着けた方を見かけた場合は、電車・バス内で席をゆずる、困っているようであれば声をかける等、思いやりのある行動をお願いします。	東京都福祉局障がい者施策推進部企画課社会参加推進担当 ☎03-5320-4147 かどましろう 門真市障がい福祉課 ☎06-6902-6154 FAX06-6905-9510

めいしやう 名称	がいようとう 概要等	かんけいきかん・だんたい 関係機関・団体
しゅわ 手話マーク 	きこえない・きこえにくい人が手話言語でのコミュニケーションの配慮を求めるときに掲示したり、役所、公共及び民間施設・交通機関の窓口、店舗など、手話言語による対応ができるところが提示できます。また、イベント時のネームプレートや災害時に支援者が身に着けるビブスなどに提示することもできます。きこえない・きこえにくい人等がこのマークを提示した場合は「手話言語で対応をお願いします」の意味、窓口等が提示している場合は「手話言語で対応します」等の意味になります。門真市では携帯できるカードも作成しております。	いっばんしゃだんほうじん 一般社団法人 ぜんにっぽんあ連盟 全日本ろうあ連盟 ☎03-6302-1430 FAX 03-6302-1449
ひつだん 筆談マーク 	きこえない・きこえにくい人、音声言語障がい者、知的障がい者や外国人などが筆談でのコミュニケーションの配慮を求めるときに掲示したり、役所、公共及び民間施設・交通機関の窓口、店舗など、筆談による対応ができるところが提示できます。また、イベント時のネームプレートや災害時に支援者が身に着けるビブスなどに提示することもできます。きこえない・きこえにくい人等がこのマークを提示した場合は「筆談で対応をお願いします」の意味、窓口等が提示している場合は「筆談で対応します」等の意味になります。	いっばんしゃだんほうじん 一般社団法人 ぜんにっぽんあ連盟 全日本ろうあ連盟 ☎03-6302-1430 FAX03-6302-1449
ヘルプカード 	障がいのある方などが普段から身に着けておくことで、緊急時や災害時、困ったときに周囲に提示することで援助や配慮をお願いしやすくなるものです。	かどまししょうがいふくし 門真市障がい福祉課 ☎06-6902-6154 FAX06-6905-9510 ※窓口での配布はしておりませんので、門真市ホームページよりカラー印刷をしてご利用ください。

といあわ さき
問合せ先

かどまし ほけん ふくし ぶしょう ふくしか
門真市保健福祉部障がい福祉課

かどまし なかまち ばんごう
〒571-8585 門真市中町1番1号

☎ 06-6902-6154・6054 (直通) ちよくつう

FAX 06-6905-9510 (直通) ちよくつう

れいわ ねん がつ 5 がつ
令和7年5月発行